

担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 3

内容

	第 1	定義	5
5	第 2	譲渡担保契約に関する総則規定	7
	1	譲渡担保権の内容	7
	2	譲渡担保権の被担保債権の範囲	8
	3	譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡	8
	4	譲渡担保権設定者の処分権限	8
10	5	同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約	8
	6	譲渡担保権の不可分性	8
	7	物上代位	9
	8	物上保証人の求償権	9
	9	根譲渡担保契約の効力	9
15	第 3	動産譲渡担保契約の効力	16
	1	動産譲渡担保権の及ぶ範囲	16
	2	動産譲渡担保権者による果実の収取	16
	3	動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益	18
	4	妨害の停止の請求等	18
20	5	牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力	19
	6	動産譲渡担保権の順位	20
	7	動産譲渡担保権の順位の変更	20
	8	動産譲渡担保権と先取特権との競合	20
	9	動産譲渡担保権と動産質権との競合	21
25	10	占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例	21
	11	牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例	21
	12	転動産譲渡担保	22
	13	動産譲渡担保権と抵当権との競合	23
	第 4	集合動産譲渡担保契約の効力	23
30	1	特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約	23
	2	集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例	24
	3	集合動産譲渡担保権設定者による特定範囲所属動産の処分	24
	4	動産の補充等による価値の維持義務	25
	5	集合動産譲渡担保権に基づく物上代位等	25
35	6	動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求	25

第5	債権譲渡担保契約の効力	26
1	混同の特例	26
2	譲渡担保債権の第三債務者の弁済等	26
3	債権譲渡担保権の順位	27
5	4 債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合	28
5	5 債権譲渡担保権の順位の変更	28
6	6 転債権譲渡担保	28
7	7 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例	29
第6	集合債権譲渡担保契約の効力	29
10	1 集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て	29
2	2 集合動産譲渡担保契約の効力の規定の準用	30
第7	その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力	31
1	1 その他の財産を目的とする譲渡担保権の順位	31
2	2 その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合	31
15	3 その他の財産の転譲渡担保	31
4	4 動産譲渡担保契約及び債権譲渡担保契約の効力の規定の準用	31
第8	適用除外	32
第9	動産譲渡担保権の実行	33
1	1 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行	33
20	2 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行	35
3	3 後順位の動産譲渡担保権者による実行	36
4	4 帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務	37
5	5 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知	37
6	6 清算金の支払に関する処分の禁止	38
25	第10 集合動産譲渡担保権の実行	38
1	1 集合動産譲渡担保権の実行	38
2	2 後順位の集合動産譲渡担保権者による実行	39
3	3 通知の撤回	39
4	4 集合動産譲渡担保権者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等	40
30	5 集合動産譲渡担保権者以外の者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等	44
6	6 集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等	47
第11	債権譲渡担保権の実行	47
1	1 債権譲渡担保権者による債権の取立て	47
2	2 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行	48
35	第12 集合債権譲渡担保権の実行	48
1	1 集合債権譲渡担保権の実行	48
2	2 集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等	49
第13	その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行	50
第14	強制執行等の特例	50
40	1 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産競売の申立て	50

	2	動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え	51
	3	売却に伴う動産譲渡担保権の消滅	51
	第 15	動産譲渡担保権の実行のための裁判手続	51
	1	通則	51
5	2	動産譲渡担保権の実行のための保全処分	51
	3	動産譲渡担保権の実行のための引渡命令	53
	4	動産譲渡担保権の実行後の引渡命令	55
	5	後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等	55
	6	執行官保管の保全処分中の売却	55
10	7	占有移転禁止の保全処分等の効力	56
	8	手続の停止	56
	第 16	破産手続等における譲渡担保権の取扱い	57
	1	別除権等としての取扱い	57
	2	担保権実行手続中止命令	57
15	3	担保権実行手続取消命令	61
	4	破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定	64
	5	担保権消滅許可制度の適用	65
	6	根譲渡担保権の取扱い	65
	7	再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効	67
20	8	破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力	67
	9	破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力	67
	10	動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等	68
	11	動産利用権を目的とする債権譲渡担保権契約についての所有権留保契約の規定の準用	69
	第 17	所有権留保契約	69
25	1	留保所有権の対抗要件	69
	2	再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効	71
	3	譲渡担保契約の規定の準用	71
	第 18	民法の見直し	72
	1	質権者による債権の取立て等	72
30	2	抵当権の効力の及ぶ範囲	72
	第 19	民事執行法の見直し	73
	第 20	民事再生法の見直し	73
	1	担保権実行手続中止命令	73
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	74
35	第 21	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し	74
	1	担保権実行手続中止命令	74
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	75
	第 22	会社更生法の見直し	76
	1	担保権実行手続中止命令	76
40	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力	77

	第 23	会社法の見直し.....	77
	1	担保権の実行の手続等の中止命令	77
	2	担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力.....	78
	3	担保権の実行の手続等の中止命令の手続.....	78
5	第 24	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直し.....	79
	1	譲渡登記に関する規律の見直し	79
	2	譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要.....	79
	3	留保所有権に関する登記制度の見直しの概要（所有権留保登記の新設）	80

第1 定義

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 譲渡担保契約 金銭債務を担保するため、債務者又は第三者が動産、債権（民法第3編第1章第4節の規定により譲渡されるものに限る。以下この1において同じ。）その他の財産（抵当権の目的とすることができる財産（次に掲げるものを除く。）及びこれに関する権利を除く。以下同じ。）を債権者に譲渡することを内容とする契約（16(2)に掲げるものを除く。）をいう。
 - (1) 農業動産信用法（昭和8年法律第30号）第2条第1項に規定する農業用動産（以下「農業用動産」という。）
 - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けた自動車（大型特殊自動車で建設機械抵当法（昭和29年法律第97号）第2条に規定する建設機械であるものを除く。以下「登録自動車」という。）
- 2 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。
- 3 譲渡担保権 譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。
- 4 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。
- 5 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 6 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。
- 7 譲渡担保動産 動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。
- 8 動産譲渡担保権 譲渡担保動産の譲渡を受ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。
- 9 動産譲渡担保権者 動産譲渡担保権を有する者をいう。
- 10 動産譲渡担保権設定者 動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（以下「動産譲渡担保権当初設定者」という。）（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 11 債権譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。
- 12 譲渡担保債権 債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。
- 13 債権譲渡担保権 譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。
- 14 債権譲渡担保権者 債権譲渡担保権を有する者をいう。
- 15 債権譲渡担保権設定者 債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（以下「債権譲渡担保権当初設定者」という。）（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。
- 16 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。
 - (1) 当事者の一方に動産（抵当権の目的とすることができる動産（1(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約であって、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債

務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を売主等に留保する旨の定めのあるもの

(2) 動産の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約の当事者の一方が、当該契約の当事者以外の第三者に対し、当該契約の相手方に対するその目的である動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該契約の相手方が、その支払を受けたときに当該第三者に当該動産の所有権を移転することを約する契約であって、当該金銭の償還債務その他の金銭債務を担保するため、当該償還債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの

17 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。

18 留保所有権 所有権留保契約に基づいて所有権を留保する者が所有権留保動産について有する権利をいう。

19 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。

20 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、その担保する債権の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲り渡した場合にあっては、その権利を現に有する者）をいう。

(説明)

1 新法における用語の定義を定めるものであり、2 記載の部分を除き、部会資料 42 から実質的な変更はない。なお、「動産譲渡担保権当初設定者」及び「債権譲渡担保権当初設定者」の定義規定は、その用語が最初に登場する箇所において括弧書きで定義することとし、第 1 においては定義しないこととした。

2 「譲渡担保契約」の適用範囲について

(1) 「譲渡担保契約」の適用される財産の範囲は、部会資料 42 の基本的な方向性を維持しており、抵当権の目的とすることができる財産を除き、動産及び債権に加え、動産及び債権以外の財産（以下「その他の財産」という。）について適用することとし、農業用動産及び登録自動車についても適用範囲とするものとしている。

部会資料 42 においては、抵当権の目的とすることができる財産「に関する権利」についても適用除外としていた。これは、例えば、不動産を例にとると、不動産賃借権や不動産使用借権がこれに該当する。抵当権の目的となり得る地上権や永小作権（民法第 369 条第 2 項）は、抵当権の目的とすることができるため新法の適用が除外されるどころ、不動産賃借権や不動産使用借権も不動産の使用収益を内容としている点で（さらに、賃借権については、第三者に対抗し得るという物権的な側面を有する点で）地上権等に類似した性質を有することに鑑み、新法の適用される譲渡担保財産から除外することとしていたものである。しかし、ある財産について抵当権を設定することができても、当該財産を目的とする賃借権などの「関する権利」が抵当権の目的となり得ない場合には、当該権利を目的とする譲渡担保権に関する規律を整備する必要性がないとはいえない。新法では、原則として、抵当権の目的となり得るかどうかを新法の適用対象の原則的な基準としているため、これに従い、「(抵当権の目的とすることができる財産) に関する権利」については、新法の適用範囲とすることとした（これに伴い、新法の適用対象から除外される財産から「に関する権利」を除外している。）。

(2) 「譲渡担保契約」が適用される財産の範囲は、具体的には次のとおりである。

ア 「動産譲渡担保契約」の規律が適用される動産としては、動産一般（農業用動産を含む。）のほか、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産として、登録自動車及び登録小型船舶がこれに該当する。

これに対し、抵当権の目的とすることができる財産は、各法の規定において、抵当権の目的とすることができるものと定められている財産であり、動産については、以下のものが挙げられる。

① 既登記の建設機械（建設機械抵当法第5条）

② 登録を受けた航空機（飛行機及び回転翼航空機）（航空機抵当法第2条、第3条）

③ 登記した船舶（製造中の船舶を含む。）（商法第847条第1項、第850条）

そのため、例えば、所有権保存登記がされていない建設機械（一般の動産として取り扱われ、引渡しが譲渡の対抗要件とされている。）は、抵当権の目的とすることができる財産には該当せず、新法の適用対象となる。

イ 「債権譲渡担保契約」の規律が適用される債権について、部会資料42においては特段の限定を付していなかったが、民法第3編第1章第4節の規定により譲渡されるものに限るものとしている。ここから除外される債権としては、有価証券（民法第3編第1章第4節）に係る債権があるほか、電子記録債権法上の電子記録債権などがあるところ、有価証券に係る債権は民法第520条の2以下の有価証券の譲渡に関する規律に、電子記録債権の譲渡は電子記録債権法上の規律に、それぞれ従うこととされており、民法第3編第1章第4節の規定により譲渡される債権とはその譲渡に関する規律の内容を大きく異にしている。そこで、新法においては、これらの債権については、「債権譲渡担保契約」の規律が適用される債権とは扱わないこととし、その他の財産を目的とする譲渡担保契約の規律が適用されることとした。

ウ その他の財産を目的とする譲渡担保契約については、動産及び債権以外の財産であって、抵当権の目的とすることができるもの以外の財産が、これに該当することとなる。株式、信託受益権、契約の上の地位など様々なものがあり得る。

その他の財産についても適用対象としているのは、従来、譲渡することができる財産はいずれも譲渡担保契約の目的とすることができるものと解されてきたことに加えて、新法において動産譲渡担保権及び債権譲渡担保権に関する規律は、その他の財産を目的とする譲渡担保契約と担保権についても共通して適用するのが適当と考えられる規律（例えば、私的実行に関する規律や倒産手続における取扱いなど）を多く含んでいると考えられることを踏まえたものである。もっとも、動産及び債権以外の財産について、抵当権の目的とすることができる財産以外の財産を一律に適用の対象とするか否かについては、更に検討・調整しているところである。

第2 譲渡担保契約に関する総則規定

1 譲渡担保権の内容

譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有するものとする。

（説明）

部会資料42から変更はない。

2 譲渡担保権の被担保債権の範囲

譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を担保するものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでないものとする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

3 譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡

譲渡担保権者は、譲渡担保権の実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができないものとする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

4 譲渡担保権設定者の処分権限

譲渡担保権設定者は、譲渡担保財産について、その有する権利を第三者に譲渡することができるものとする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

5 同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約

譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができる。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

~~6 譲渡担保権の順位~~

~~同一の財産について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、民法第178条に規定する動産の引渡し、民法第467条に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾その他の当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後による。~~

(説明)

部会資料 42 では、譲渡担保権の順位として、同一の財産について譲渡担保権が互いに競合する場合には、その順位は、当該財産の譲渡の対抗要件を備えた時の前後による旨の規律を設けることとしていたが、動産譲渡担保権、債権譲渡担保権及びその他の財産を目的とする譲渡担保権におけるそれぞれの譲渡についての対抗要件の具体的内容が異なることから、総則規定ではなく、それぞれの規律の中で規定することとした。

~~6-7~~ 譲渡担保権の不可分性

譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができるものとする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

7-8 物上代位

- (1) 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならないものとする。
- (2) 上記(1)前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であって、上記(1)後段の規定による差押えの後に対抗要件が具備されたものに優先するものとする。
- (3) 譲渡担保権の目的である財産について、~~その~~譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲渡担保権を有する者（以下この(3)において「劣後担保権者」という。）は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第5、2(2)（第7、4において準用する場合を含む。）に規定する残額、第9、1(4)（第11、2(1)（第13において準用する場合を含む。）以下この7及び9(14)ア(オ)において同じ。）において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算金、第9、2(5)（第11、2(1)において準用する場合を含む。）に規定する処分清算金又は第11、1(1)後段（第13において準用する場合を含む。）に規定する債権譲渡担保権者が譲渡担保債権について受けた給付の価額と被担保債権の額の差額に相当する金銭若しくは残額に対しても、その権利を行う使用することができるものとする。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡し前に差押えをしなければならないものとする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

8-9 物上保証人の求償権

他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

9-10 根譲渡担保契約の効力

- (1) 不特定の債権を担保するための譲渡担保契約

譲渡担保契約は、債務者との間に生ずる一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためにも締結することができるものとする。

- (2) 根譲渡担保権の被担保債権の範囲

~~ア~~ 上記(1)の債権を担保するために締結された譲渡担保契約（以下「根譲渡担保契約」という。）に基づく譲渡担保権（以下「根譲渡担保権」という。）を有する者（以下「根譲渡担保権者」という。）は、確定した元本、並びに利息、違約金、譲渡担保権の実行の費用その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、

その根譲渡担保権を行使することができるものとする。ただし、~~当事者は、~~根譲渡担保契約において~~被担保債権の範囲又は~~極度額（根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。）の定めがあるときは、その額を限度とする~~を定めることができるものとする。~~

~~イ 債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権を根譲渡担保権の被担保債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものについてのみ、その根譲渡担保権を行使することができるものとする。ただし、その後取得したものであっても、その事由を知らないで取得したものについては、これを行することを妨げないものとする。~~

~~（ア）債務者の支払の停止~~

~~（イ）債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立て~~

~~（ウ）譲渡担保財産に対する強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え又は滞納処分による差押え~~

(3) 根譲渡担保権の被担保債権の~~範囲~~債務者及び~~債務者範囲~~の変更

ア 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の~~被担保債権の範囲~~債務者の変更をすることができるものとする。債務者被担保債権の範囲を定めた場合における当該範囲の変更についても、同様とするものとする。

イ 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における上記アの変更は、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができないものとする。

(4) 根譲渡担保権の極度額の変更等

根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければなら、~~することができないものとする。~~

(5) 根譲渡担保権の元本確定期日の定め

ア 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができるものとする。

イ アの定め又は変更をするには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しないものとする。

ウ 上記アの期日は、これを定め、又は変更した日から5年以内でなければならないものとする。

(6) 根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができないものとする。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とするものとする。

イ 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができないものとする。

ウ 元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、民法第472条の4第1項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができ

ないものとする。

エ 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、民法第 518 条第 1 項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができないものとする。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とするものとする。

(7) 根譲渡担保権者又は債務者の合併

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があったときは、当該根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保するものとする。

イ 元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保するものとする。

ウ 上記ア又はイの場合には、根譲渡担保契約における譲渡担保権設定者（以下「根譲渡担保権設定者」という。）は、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。ただし、上記イの場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでないものとする。

エ 上記ウの規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとし、みなすものとする。

オ 上記ウの規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあったことを知った日から 2 週間を経過したときは、することができないものとする。合併の日から 1 月を経過したときも、同様とするものとする。

(8) 根譲渡担保権者又は債務者の会社分割

ア 元本の確定前に根譲渡担保権者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保するものとする。

イ 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保するものとする。

ウ 上記(7)ウからオまでの規定は、上記(8)ア又はイの場合について準用するものとする。

(9) 根譲渡担保権の譲渡

ア 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権（極度額の定めがあるものに限る。イ及び後記(10)において同じ。）を譲り渡すことができるものとする。

イ 根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方を 上記ア前項の規定により譲り渡すことができるものとする。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅するものとする。

ウ 上記イ前項の規定による譲渡をするには、その根譲渡担保権分割する権利を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならないものとする。

(10) 根譲渡担保権の一部譲渡

元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。後記(11)において同じ。）をすることができるものとする。

(11) 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡の対抗要件

ア 根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「特例法」という。）の定めるところに従いその登記をしなければ、これをもって第三者に対抗することができないものとする。

イ 債権（民法第 3 編第 1 章第 4 節の規定に従い譲渡されるものに限る。以下このイ及び(14)アにおいて同じ。）を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書（特例法第 11 条第 2 項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなれば、これをもって当該債務者に対抗することができないものとする。

(12) 根譲渡担保権の共有

ア 根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受けるものとする。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従うものとする。

イ 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、上記(9)アの規定によりその権利を譲り渡すことができるものとする。

(13) 根譲渡担保権の元本の確定請求

ア 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から 3 年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から 2 週間を経過することによって確定するものとする。

イ 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができるものとする。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定するものとする。

ウ 上記ア及びイの規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しないものとする。

(14) 根譲渡担保権の元本の確定事由

ア 次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

（ア）根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行（担保権の実行としての競売の例による競売を含む。）としての競売又は前記 7-8(1)後段若しくは(3)後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、差押えがあったときに限る。

（イ）根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

（ウ）根譲渡担保権者が次に掲げるいずれかの事由があったことを知った時から 2 週間を経過したとき。

a 譲渡担保動産に対する強制執行又は（集合動産譲渡担保契約における第 4、1 の動産特定範囲に属する動産に対する強制執行を除く。）若しくは担保権の実行

としての競売（その例による競売を含む。（エ）において同じ。）による差押え若しくは譲渡担保財産に対する滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過したとき又は譲渡担保動産に対する強制執行若しくは担保権の実行としての競売について配当要求をしたとき。（当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権（後記第4、2(1)に規定する集合動産譲渡担保権をいう。以下このア及び後記第3、11において同じ。）である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲（後記第4、1に規定する動産特定範囲をいう。b及び第3、11(2)において同じ。）に属する動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の例による競売による差押えを除く。）

b 当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売の例による競売における先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求

c 譲渡担保財産に対する滞納処分による差押え

（エ）動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売について配当要求をしたとき。

（オエ）根譲渡担保権者が帰属清算の通知（後記第9、1(1)ア（後記第11、2(1)において準用する場合を含む。）に規定する帰属清算の通知をいう。（カ）において同じ。）又は処分清算譲渡（後記第9、2(1)ウ（後記第11、2(1)において準用する場合を含む。）に規定する処分清算譲渡をいう。（カ）において同じ。）をしたとき。

（カオ）動産を目的とする後順位の動産譲渡担保権者（根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者に限る。）が後記第9、3(1)先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。

（キカ）集合動産譲渡担保権である第4、1の特定範囲所属動産を一体として目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して後記第10-8、1(1)の規定による通知をしたとき。

（ク）集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する者が第10、2の同意を得て第10、1(1)の規定による通知をしたとき。

（ケキ）債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第11-9、1(1)前段の規定により譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。

（コ）動産及び債権以外の財産（以下「その他の財産」という。）を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第13において準用する第11、1(1)前段の規定により当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。

（サタ）動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産について後記第15-13、3(1)の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、引渡命令が発せられたときに限る。

（シ）動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が後記第15、5の同意を得て譲渡担保動産について後記第15、3(1)の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、引渡命令が発せられたときに限る。

（ステ）根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

(セコ) 債務者又は根譲渡担保契約における根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

イ 上記ア(ウ) aの強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同 bの強制執行若しくは担保権の実行としての競売の例による競売による差押え若しくは同 cの滞納処分による差押え、同 (エ)の強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同 (キカ)若しくは同 (ク)の通知、同 (サタ)若しくは同 (シ)の引渡命令又は同 (セコ)の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなすものとする。ただし、元本が確定したものとしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでないものとする。

(説明)

1 本文(1)について

部会資料 42 第 2、10(1)では、根譲渡担保権の被担保債権を単に「不特定の債権」とし、根抵当権と異なり、「一定の範囲に属する」という要件を設けていなかった。これは、根譲渡担保権においては包括根担保権の設定が可能であることを踏まえたものである。しかし、譲渡担保権においても、他の担保権と同様に、どの債権が被担保債権に当たるかが定められている必要があるため、単に「不特定の債権」を担保するために譲渡担保権を設定することができると規定するだけでは、どの債権が被担保債権に当たるかを定める必要がないとの誤解を生むおそれがある。主債務の範囲を包括的に定めることができるとされている根保証についても、その主債務は「一定の範囲に属する不特定の債務」と定められており(民法第 465 条の 2)、包括根保証が許されることは、同条の範囲の定め方について民法第 398 条の 2 第 2 項及び第 3 項のような制限がないことによって表されている。このため、被担保債権は不特定でも差し支えないものの、それが「一定の範囲に属する」ものであることを規定することとしている。

2 本文(2)について

部会資料 42 第 2、10(2)イでは、民法第 398 条の 3 第 2 項と同様に、回り手形等を根譲渡担保権の被担保債権とすることを制限する趣旨の規定を設けることを提案していた。もっとも、同項は、根抵当権の被担保債権の範囲が原則として「債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるもの」(民法第 398 条の 2 第 2 項)に限定されることを前提に、同条第 3 項が特に回り手形等を根抵当権の被担保債権とすることができることを踏まえた規定であると考えられるところ、根譲渡担保権については被担保債権を包括的に定めることができるから、回り手形等のみを対象として同法第 398 条の 3 第 2 項のような規定を設けるのは相当でないと考えられる。そこで、同様に包括的に被担保債権を定めることができる根保証においてはこれと類似の規定が設けられていないことも踏まえて、部会資料 42 第 2、10(2)イで提案した規定は、設けないこととしている。

3 本文(3)について

部会資料 42 第 10(3)アにおいては、「被担保債権の範囲を定めた場合における」その範囲の変更をすることができることとしていた。しかし、この(説明) 1 記載のとおり、被担保債権の範囲は常に定めなければならないため、「被担保債権の範囲を定めた場合」という

部分は不要である。そこで、この部分を削り、記載を民法第 398 条第 1 項に合わせて修正した。

また、部会資料 42 第 10(3)イにおいては、利害関係者の例として劣後譲渡担保権者を挙げていたが、被担保債権の範囲を限定する変更のように、劣後譲渡担保権者の承諾が常に必要になるものではない。そこで、この例示を削除することとした。

4 本文(4)について

部会資料 42 第 10(4)においては、極度額の変更のみを対象としていた。しかし、極度額の定めがなかった場合に新たに極度額を定めたり、既存の定めを廃止したりすることもあるため、これらの場合にも同様に利害関係者の承諾を得なければならないこととした。

5 本文(11)について

債権譲渡担保権の目的となる債権を、民法第 3 編第 1 章第 4 節の規定により譲渡されるものに限定した（前記第 1、1）ことを踏まえ、本文(11)の適用範囲についても限定する修正を加えた。

6 本文(14)について

部会資料 42 第 2、10(14)からの実質的な修正点は、次のとおりである。

(1) ア（ア）について

部会資料 42 においては、「担保権の実行としての競売」としていた。これは、譲渡担保権者が目的財産について民事執行法に基づいて担保権の実行を申し立てたときを表現しようとしたものであった。しかし、根譲渡担保権の目的が債権である場合に、根譲渡担保権者が当該債権について債権質の設定をも受けていることもあり得るから、民事執行法に基づく担保権の実行の申立て全般をア（ア）の元本確定事由に読み込めるようにするためには、上記の場合における債権質の実行の申立てを含むようにする必要がある。そこで、「担保権の実行としての競売」を「担保権の実行」に改めた。

他方、形式競売も強制換価手続である点は異ならないことから、譲渡担保権者による形式競売の申立ても元本確定事由とすることとしている。

(2) ア（ウ）について

ア（ア）と同様に、形式競売による差押えも元本確定事由とすることとしている。

後記第 10、4(1)イ及び同 5(1)イのとおり、動産特定範囲に属する動産について強制執行又は形式競売による差押えがあった場合には、担保権者による配当要求がされた場合を除いて固定化を生じさせないこととしているところ、このように固定化が生じない場合には、根集合動産譲渡担保権者に対して集合動産譲渡担保権設定者との間で取引を継続する利益を保障するため、元本を確定させないこととするのが相当であると考えられる。そこで、ア（ウ）a から動産特定範囲に属する動産について強制執行又は形式競売による差押えがあった場合を除外した上で、ア（ウ）b において、その場合でも担保権者による配当要求がされたときは元本を確定させることとしている。なお、根譲渡担保権者自身による配当要求による固定化については、ア（エ）に規定することとしている。

(3) ア（ク）について

後順位の集合動産譲渡担保権者が先順位の集合動産譲渡担保権者の全員の同意を得て実行通知をした場合については、後順位の集合動産譲渡担保権者による実行を通じて自身の権利を実現しようとする先順位の根集合動産譲渡担保権についても元本を確定させ

るのが相当であるから、その旨の規定を設けることとしている。

(4) ア（コ）について

その他の財産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求した場合について、ア（ケ）の適用があるかが必ずしも明確ではないことから、別途規定を設けてこの場合に元本が確定することを明確化することとしている。

(5) ア（シ）について

後順位の動産譲渡担保権者が先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て実行のための引渡命令を申し立てた場合についても、ア（カ）及びア（ク）において同様に先順位の動産譲渡担保権者の全員の同意を得て私的実行又は実行通知の送付をしたときに元本を確定させることとしていることや、後記第 15、3(2)における帰属清算金又は処分清算金の担保の額の算定のためには先順位の根動産譲渡担保権についても元本を確定させておくのが望ましいことから、元本を確定させることとしている。

第 3 動産譲渡担保契約の効力

1 動産譲渡担保権の及ぶ範囲

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であって動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができるものとするものとする。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び譲渡担保権設定者の行為について民法第 424 条第 3 項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りではないものとする。

（説明）

部会資料 42 から変更はない。

2 動産譲渡担保権者による果実の収取

動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があったときは、後に収穫すべき譲渡担保動産の天然果実（収取されていないものに限る。）についても、動産譲渡担保権を行使することができるものとする。

【参考】第 18、2（本部会資料）

民法第 371 条の規律を次のように改めるものとする。

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、後に収穫すべき抵当不動産の天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき抵当不動産の法定果実に及ぶ。

（説明）

動産譲渡担保権においては、天然果実及び法定果実を区別せず、収取されていない果実についての規定としていたが、部会においては天然果実と法定果実を区別して規定すべきであるとの指摘もされたことを踏まえ、まず、天然果実について、民事執行法第 93 条第 2 項の規定に倣って規定することとしている。

他方、法定果実については、本文の対象から除くこととした。これは以下の理由によるものである。すなわち、本文が参照した民法第 371 条は、平成 15 年法律第 134 号により担保不動産収益執行制度を創設するに当たり、天然果実及び法定果実の双方が担保不動産収益執行の対象になることを実体法上明確にしておく必要があることから、現行の規定のよう

5 5
10 10
15 15
20 20
25 25
30 30
35 35
40 40

に改められたと説明されている。他方、動産譲渡担保権については、担保不動産収益執行制度が存在せず、法定果実（賃料）からの優先弁済の方法としては、物上代位によることが想定されている。そして、物上代位についての別途規定が設けられている（前記第 2、7）ため、これと重複して法定果実について譲渡担保権が及ぶ旨の規定を設ける必要はなく、むしろ、重複して規定を設けると両者の関係について混乱が生ずるおそれもある。そこで、前記のとおり、法定果実については本文において規定しないこととしたものである。

なお、抵当権に基づく抵当不動産の賃料に対する物上代位については、その実体的な根拠規定を民法第 371 条に求める見解、民法第 372 条に求める見解などが主張されている。このため、譲渡担保動産の賃料についてこのような規定が設けられることにより、抵当不動産の賃料への抵当権の効力に関する上記の議論に影響を与えるかどうかが問題になる。

15 15
20 20
25 25
30 30
35 35
40 40

しかし、両者の規定の違いは、上記のとおり収益執行制度の有無という手続の違いに起因するものであって、本文の規律は、抵当不動産の賃料に関する上記の議論についての特定の立場を前提とするものではない。

（参照条文）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）※改正法による改正前のもの

第三百七十条 抵当権ハ抵当地ノ上ニ存スル建物ヲ除ク外其目的タル不動産ニ附加シテ之ト一体ヲ成シタル物ニ及フ但設定行為ニ別段ノ定アルトキ及ヒ第四百二十四条ノ規定ニ依リ債権者カ債務者ノ行為ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此限ニ在ラス

第三百七十一条 前条ノ規定ハ果実ニハ之ヲ適用セス但抵当不動産ノ差押アリタル後又ハ第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタル後ハ此限ニ在ラス

② 第三取得者カ第三百八十一条ノ通知ヲ受ケタルトキハ其後一年内ニ抵当不動産ノ差押アリタル場合ニ限り前項但書ノ規定ヲ適用ス

※改正法による改正後のもの

第三百七十一条 抵当権ハ其担保スル債権ニ付キ不履行アリタルトキハ其後ニ生ジタル抵当不動産ノ果実ニ及ブ

○民法（明治二十九年法律第八十九号）※現行のもの

（物上代位）

第三百四条 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2 債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、前項と同様とする。

第三百七十一条 抵当権は、その担保する債権について不履行があつたときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。

(留置権等の規定の準用)

第三百七十二條 第二百九十六條、第三百四條及び第三百五十一條の規定は、抵当権について準用する。

5 ○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

(不動産執行の規定の準用)

第百八十八條 第四十四條の規定は不動産担保権の実行について、前章第二節第一款第二目（第八十一條を除く。）の規定は担保不動産競売について、同款第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。

10 (開始決定等)

第九十三條 執行裁判所は、強制管理の手續を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務者に対し収益の処分を禁止し、及び債務者が賃貸料の請求権その他の当該不動産の収益に係る給付を求める権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対しその給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命じなければならない。

15

2 前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3～5 (略)

20

3 動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益

(1) 動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができるものとする。

(2) 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもって、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならないものとする。

25

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

4 妨害の停止の請求等

30 (1) 動産譲渡担保権設定者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができるものとする。

ア 譲渡担保動産の使用又は収益を妨害され~~ているた~~とき 妨害の停止の請求

イ 譲渡担保動産の使用又は収益を妨害されるおそれがあるとき 妨害の予防の請求

ウ 譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき その者に対する返還の請求

35

(2) 動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

ア 第2、1に規定する権利の行使を妨害され~~ているた~~とき 妨害の停止の請求

イ 第2、1に規定する権利の行使を妨害されるおそれがあるとき 妨害の予防の請求

40

(説明)

部会資料 42 から実質的変更はない。

部会資料 42 では、妨害の停止の請求をすることができる場合について、民法第 198 条の規定に倣い、「妨害されたとき」としていた。しかし、妨害の停止の請求は、妨害行為が継続している場合にその停止を求めるものであることから、「妨害されているとき」とするのがより適当と考えられる。民法第 198 条は損害賠償請求についても定めるものである一方で、本文の規律は、妨害の停止の請求のみを定めるものであるから、民法第 605 条の 4 の規定に倣うのが適当であると考え、上記のとおり改めた。

5 牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力

(1) 次に掲げる債務（その利息、違約金、権利の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。後記 11 において「牽連性のある金銭債務」という。）のみを担保する動産譲渡担保権は、譲渡担保動産の引渡しがなくとも、これをもって第三者に対抗することができるものとする。

ア 譲渡担保動産の代金債務

イ 譲渡担保動産の代金債務の債務者から委託を受けた者が当該代金債務を履行したことによって生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

(2) 上記(1)の場合には、~~第 2、6 並びに後記第 3、6~~ 及び 9 から 11 までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第 183 条に規定する方法（以下「占有改定」という。）以外の方法で当該動産の引渡しがあったものとみなす ものとする。

(説明)

部会資料 42 第 3、5 から実質的変更はない。

なお、部会においては、牽連性のある債務を担保する動産譲渡担保権等の取扱いに関する規定（引渡しを要しない旨の規定及び他の担保権に対する優先に関する規定）について、その適用範囲を、先行する集合動産譲渡担保権が設定されている場面に限定するという考え方（部会資料 44 参照）も議論された。牽連性のある債権のみを担保する譲渡担保権について対抗要件を不要とする本文の規律の提案については、抵当権については同様の規律が設けられていないこととの不均衡を指摘する意見もあった。

しかし、最判平成 30 年 12 月 7 日民集 72 巻 6 号 1044 頁を踏まえ、狭義の留保所有権は対抗要件なくして他の担保権に優先するという前提で実務が形成されていると考えられる。そして、平成 30 年最判の判示を素直に読めば、狭義の留保所有権の優先は、先行する集合動産譲渡担保権との関係だけではなく、他の担保権との関係でも妥当するため、狭義の留保所有権については対抗要件を具備しないという実務が形成されていると考えられる。部会での議論においても、複数の委員より、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権等には、狭義の所有権留保が含まれるところ、その場合に対抗要件（登記等）を具備しないと安心して取引ができない制度になってしまうと、売主等にその都度登記を求めることとなり過度な負担になることなど、現行の実務に大きく影響するという理由から反対する意見が示された。

抵当権との不均衡についても、以下のように考えると、不動産と動産との間で規律が異なることとなるのもやむを得ないと考えられる。すなわち、先行する集合動産譲渡担保権

(譲渡担保権A) との関係で牽連性のある債権のみを担保する動産譲渡担保権(譲渡担保権B)を優先させることとするのであれば、これとの均衡上、後行する動産譲渡担保権Cとの間でも同様の要件の下で譲渡担保権Bを優先させる必要がある。譲渡担保権Bは先行するAに対してさえ対抗要件なくして優先することができるのに、後行するCに劣後するのは均衡を失うと考えられるし、BがCに劣後するとすれば、A、B及びCの優先劣後関係を確定できないからである。また、動産の売買代金債権は、不動産の売買代金債権とは異なり、一般的には短期での弁済がされて消滅するため、代金債権のみを担保する担保権を優先させたとしても、他の債権者に対する影響は限定的であると考えられる。

以上から、部会資料 42 のとおり、牽連性のある債務のみを担保する動産譲渡担保権等の取扱いに関する規定について、その適用範囲を限定しないこととしている。

6 動産譲渡担保権の順位

同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し(登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、登記又は登録)の前後によるものとする。

(説明)

部会資料 42 から実質的変更はないが、部会資料 42 では譲渡担保権の優劣に関する一般規定として第 2、6 に記載していたが、動産譲渡担保権、債権譲渡担保権及びその他の財産を目的とする譲渡担保権のそれぞれに分けて規定を置くこととした。

7-6 動産譲渡担保権の順位の変更

(1) 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によって変更することができるものとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないものとする。

(2) 上記(1)の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 3、6 から変更はない。

8-7 動産譲渡担保権と先取特権との競合

(1) 同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第 330 条の規定による第 1 順位の先取特権者と同一の権利を有するものとする。

(2) 上記(1)の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第 332 条の規定に従ってこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、前記第 3、5、6 並びに、後記 9-8 及び 10-9の規定による順位に従って弁済を受けるものとする。

(説明)

部会資料 42 第 3、7 から実質的な変更はない。

9-8 動産譲渡担保権と動産質権との競合

同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後によるものとする。

(説明)

部会資料 42 第 3、8 から実質的変更はない。

10-9 占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例

(1) ~~前記第 2、6 並びに第 3、6-5~~ 及び 9-8 の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第 3 条第 1 項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を含む。）を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権又は動産質権に劣後するものとする。

(2) 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し（特例法第 3 条第 1 項の規定により引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであっても、その後に動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を現に所持して占有したときは、前記(1)の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなすものとする。

(説明)

部会資料 42 第 3、10 からの実質的変更はない。

11-10 牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例

~~第 2、6 並びに前記第 3、6-5~~ 及び 8-7 から 10-9 までの規定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権又は動産質権に優先するものとする。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでないものとする。

(1) 他の動産譲渡担保権（~~集合動産譲渡担保権第 4、1 の特定範囲所属動産を目的とするもの~~を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定によるものを除く。）を受けた時

(2) 他の動産譲渡担保権（~~集合動産譲渡担保権第 4、1 の特定範囲所属動産を目的とするもの~~に限る。）の動産譲渡担保権者が後記第 4、2 (1) の引渡し（占有改定によるものを除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が~~第 4、1 の~~動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時

(3) 動産質権の設定時

(説明)

部会資料 42 第 3、10 からの実質的変更はない。また、上記 5 同様の理由により、牽連性のある債務を担保する動産譲渡担保権等の取扱いに関する規定について、その適用範囲を限定しないこととしている。

1244 転動産譲渡担保

- (1) 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。
- (2) 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下「転動産譲渡担保権の設定」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第3条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。(3)において同じ。)を備えなければならない、これをもって第三者に対抗することができないものとする。
- (3) 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの転動産譲渡担保権の設定を受けた者（以下「転動産譲渡担保権者」という。）の権利の順位は、登記の前後によるものとする。
- (4)(3) 転動産譲渡担保の設定は、民法第467条の規定に従い、当該転動産譲渡担保及びその転動産譲渡担保につき登記がされたことについて、当該転動産譲渡担保の譲渡人若しくは譲受人が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に転動産譲渡担保権の設定を登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者がこれを承諾しなければ、これをもって当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができないものとする。
- (5)(4) 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が上記(4)(3)の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の譲受人の承諾を得ないでした弁済は、当該転動産譲渡担保権者譲受人に対抗することができないものとする。
- (6)(5) 上記(5)(4)の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権についての転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済については、適用しないものとする。
- (7) 転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、上記(4)の規定による通知があったものとみなす。

(説明)

部会資料 42 からの実質的変更部分は、以下のとおりである。

- 1 本文(2)は、転動産譲渡担保権の対抗要件に関する規律であり、特例法において新たに設ける転動産譲渡担保権の設定の登記を対抗要件とするものである。これに対し、特例法上の動産譲渡登記をすることができない動産（倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成された動産）や、登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産といった、特例法による動産譲渡登記によってはその譲渡を第三者に対抗することができない動産については、特例法上の登記を対抗要件とすることはできない。そこで、本文(2)では、このような場合には、当該動産の譲渡の対抗要件をもって転譲渡担保の対抗要件とすることとしている。したがって、登録自動車の転動産譲渡担保権の対抗要件は、当該自動車の譲渡の登録（譲渡担保権者から転譲渡担保権者への譲渡の登録）であり、倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成されている動産は、これらの証券の引渡し（譲渡担保権者から転譲渡担保権者への証券の引渡し）である（商法

第 607 条、第 763 条、第 769 条第 2 項)。

本文(3)は、総則規定による譲渡担保権の順位に関する規律を削除したことに伴い、設けたものである。

2 本文(4)は、転動産譲渡担保権の設定における原動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に対する対抗要件についての原則的規律を定めるものであり、転抵当に関する民法第 377 条に倣い、民法第 467 条の規定に従って、転譲渡担保権設定者が通知し、又は、当該債務者が承諾を要するものとしている。これが原則的規律であるが、特例法に基づく転動産譲渡担保権の設定の登記を備えた転動産譲渡担保権における、被担保債権の債務者に対する対抗要件については、本文(7)で特則を設けられているため、特例法による動産譲渡登記によってはその譲渡を第三者に対抗することができない動産の転動産譲渡担保がこの規律の適用対象となる。

本文(7)は、本文(4)の例外として、特例法に基づく転動産譲渡担保権の設定の登記を備えた転動産譲渡担保権について、その設定及び登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に対し、登記事項証明書を交付して通知することによっても、債務者対抗要件を具備することができるものとしている（この点は部会資料 42 において提案した規律と同様である。）。

1342 動産譲渡担保権と抵当権との競合

~~(1) 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後による。~~

(1)(2) 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後によるものとする。【P】

(2)(3) (1)(2)の規定にかかわらず、占有改定で農業用動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後するものとする。

(3)(4) 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後によるものとする。

(説明)

部会資料 42 から実質的変更はない。第 2、1 (1)、(2)の農業用動産及び登録自動車の規定の順序に合わせて、(1)から(3)までの規定の順序を整理した。

第 4 集合動産譲渡担保契約の効力

1 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約

動産譲渡担保契約は、次に掲げるその種類とともに、所在場所その他の事項を指定することにより、将来において属する動産をも含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という。）によって特定された動産（以下「特定範囲所属動産」という。）を、一体として、その目的とすることができるものとする。

(1) 譲渡担保動産の種類

(2) 譲渡担保動産の所在場所その他の事項

(説明)

部会資料 42 から実質的変更はない。

動産特定範囲の定め方については、これまでの部会でも、①譲渡担保動産の種類を必須とし、これに加えて②譲渡担保動産の所在場所その他の事項を指定する必要がある旨の規律を提案してきたところである。その両者が必要であることを明示するため、各号列記とした。

2 集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例

(1) 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約（以下「集合動産譲渡担保契約」という。）に基づくにおける動産譲渡担保権（以下「集合動産譲渡担保権」という。）を有する者（以下「集合動産譲渡担保権者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する動産（②において以下「特定範囲加入動産」という。）についても、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に対抗することができるものとする。

(2) 同一の動産について 集合動産譲渡担保権上記(1)の権利と他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権集合動産譲渡担保契約に基づくものを除く。）又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産譲渡担保権(1)の権利に係る動産譲渡担保権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。）と他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権当初設定者又は動産質権を設定した者とがその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者である異なるときは、上記(1)の特定範囲加入動産についての第2、6並びに前記第3、6及び9から11までの規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が上記(1)の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に第4、1の動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなすものとする。

(説明)

部会資料 42 第4、2 から一部修正を加えた。

部会資料 42 第4、2 は、本規律が適用される場面について、集合動産譲渡担保権の当初設定者と個別動産譲渡担保権の当初設定者が異なる場合としていた。しかし、集合動産譲渡担保権と個別動産譲渡担保権等（質権者を含む。）が競合する場合において、その設定者が異なる場合には、個別動産譲渡担保権の目的である動産がその設定の後に集合動産譲渡担保権の動産特定範囲に加入することを予測することが困難であり、本規律の趣旨は、このような個別動産譲渡担保権者を保護する点にある。このような趣旨からは、本規律の適用場面は、個別動産譲渡担保権等の当初設定者が、その設定の時点において、集合動産譲渡担保権設定者と異なる場合とするのが適当と考えられる。このように、適用場面について整理し、修正したものである。

3 集合動産譲渡担保権設定者による特定範囲所属動産の処分

(1) 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、特定範囲所属動産の処分をすることができるものとする。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、処分

の効力を生じないものとする。

(2) 上記(1)本文にかかわらず、集合動産譲渡担保契約における別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 集合動産譲渡担保権設定者が、(1)ただし書に定める処分をし、又は上記(2)の別段の定めによる処分権限の範囲（以下「権限範囲」という。）を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合において、平穩に、かつ、公然と当該動産の占有を始めた当該処分の相手方は、善意であるときは、その動産についての権利を取得するものとする。

(4) 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知って特定範囲所属動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて特定範囲所属動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができる。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

4 動産の補充等による価値の維持義務

集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の総体一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない。

(説明)

部会資料 42 から実質的変更はない。「特定範囲所属動産の総体としての価値」との表現については、第4、1の表現と平仄を合わせ、「特定範囲所属動産の一体としての価値」と修正した。

5 集合動産譲渡担保権に基づく物上代位等

第2、7にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が4の義務（動産の補充等による価値の維持義務）を履行できると認められる間は、特定範囲所属動産の売却、滅失又は損傷によって集合譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対し、集合動産譲渡担保権を行使することができないものとする。ただし、集合譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってした行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき金銭その他の物に対しては、この限りでないものとする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

6 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求

集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合には、は、おける民法第424条の3の規定の適用については、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、民法第424条の3の規定を適用するものとする。

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない。

第5 債権譲渡担保契約の効力

1 混同の特例

ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき債権譲渡担保権者として当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第520条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しないものとする。

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない。

2 譲渡担保債権の第三債務者の弁済等

(1) 第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第467条第1項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとする。

(2) 上記(1)前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならないものとする。

(3) 上記(2)の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者（債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下同じ。）が有していた譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する上記(2)の残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。

(4) 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在するものとする。

(5) 譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、その債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約を締結したものとみなすものとする。この場合においては、上記(2)及び第11、1(1)後段の規定は、適用しないものとする。

(説明)

1 規定の位置について

部会資料 42 第 9、1（債権譲渡担保権者による債権の取立て等）(1)から(6)までの規律には、必ずしも被担保債権について不履行が生じていることを前提としないものが含まれている。そのような規律は、債権譲渡担保権の実行に係る規律ではなく、債権譲渡担保権の実体的効力に係る規律と位置付けるべきであると考えられる。そこで、第 5、2 として新たに項目を設けた上で、必ずしも被担保債権について不履行が生じていることを前提としないと考えられる部会資料 42 第 9、1 (2)から(6)まで ((4)のうち(1)後段の場合を対象とする部分を除く。) の規律を移動させている。

2 本文(1)後段について

部会では、部会資料 42 第 9、1 (2)後段について、債権譲渡担保権者が譲渡担保債権の弁済として被担保債権額を超える額を受領した場合には、弁済期以降に被担保債権額が増加するものではないし、その超える額を返還すれば更に貸付けをする必要もないから、その超える額を債権譲渡担保権設定者に対して返還させるべきではないかとの指摘があった。

しかし、債権譲渡担保権者が譲渡担保債権の弁済として被担保債権額を超える額を受領した場合には、直ちにその超える額の支払を受けることを望む債権譲渡担保権設定者は、被担保債権の期限の利益を放棄してその弁済期を到来させることにより、本文(2)に基づいてその超える額の支払を受けることができると考えられる。このように債権譲渡担保権設定者にはその超える額の支払を受ける手段があることを踏まえ、本文(1)後段については、部会資料 42 第 9、1 (2)後段から修正を加えていない。

3 本文(3)について

部会資料 42 第 9、1 (4)では、債権譲渡担保権当初設定者のみに対する弁済等の効力を認めていたところ、譲渡担保債権が転々譲渡された場合については、債権譲渡担保権者の承諾のある直近の譲渡を受けた者に対する弁済等の効力を認めることとし、その旨を括弧書きで表している。

また、部会資料 42 第 9、1 (4)では、債権譲渡担保権設定者のみに対して対抗することができるものとしていたところ、物上代位をしようとする後順位の債権譲渡担保権者等の第三者に対しても対抗することができるようにする必要があることから、「債権譲渡担保権設定者その他の第三者」に対して対抗することができることとした。

3 債権譲渡担保権の順位

同一の債権について数個の債権譲渡担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第467条第2項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

(説明)

部会資料 42 から実質的変更はないが、部会資料 42 では譲渡担保権の優劣に関する一般規定として第 2、6 に記載していたが、動産譲渡担保権、債権譲渡担保権及びその他の財産を目的とする譲渡担保権のそれぞれに分けて規定を置くこととした。

~~3—債権譲渡担保権と一般の先取特権との競合~~

~~同一の債権について債権譲渡担保権と一般の先取特権とが競合する場合には、当該債権~~

~~譲渡担保権は、一般の先取特権に優先するものとする。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けた全ての債権譲渡担保権者に対して優先する効力を有するものとする。~~

(説明)

部会資料 42 第 5、3 では債権譲渡担保権と先取特権との競合に関する規定を置いていたところ、現行の民法では債権質と先取特権との競合の規定は置かれておらず、解釈に委ねられていることから、債権譲渡担保権についても規定は設けないこととした。

4 債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合

同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡についての民法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾又は質権の設定についての同民法第 364 条の規定によりその規定に従うこととされる同法第 467 条第 2 項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾との前後によるものとする。

(説明)

部会資料 42 第 5、4 から実質的変更はない。

5-4 債権譲渡担保権の順位の変更

- (1) 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保者の合意によって変更することができるものとする。ただし、利害関係を有する者がいるときは、その承諾を得なければならないものとする。
- (2) 上記(1)の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じないものとする。
- (3) 上記(1)の規定による順位の変更は、当該順位の変更及びその順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、~~これをもって~~当該債務者に対抗することができないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 5、2 から実質的変更はない。

6-5 転債権譲渡担保

(1) 債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。

(2)(4) 前記第 3、12(2)から(7)までの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡（以下この 6 において「転債権譲渡担保権の設定」という。）について準用するものとする。この場合において、前記第 3、12(2)中「(当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第 3 条第 1 項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。(3)において同じ。)」とあるのは「当該債権譲渡担保権の目的である債権が特例法第 4 条第 1 項の規定による譲渡の登記をすることによっては当該債権の譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該債権の譲渡についての対抗要件」と、前記第 3、12(3)及び(5)中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転債権譲渡担保権者」と

読み替えるものとする。

(3)(2) 上記(1)において準用する第3、12の規定による譲渡担保権の設定（以下「転債権譲渡担保権の設定」という。）は、転債権譲渡担保及びその転債権譲渡担保につき特例法の定めるところに従い登記がされたことについて、民法第467条の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に上記(1)の譲渡担保契約の当事者の一方が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者がこれを承諾をしなければ、これをもって当該債務者に対抗することができないものとする。

(4) 転債権譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転債権譲渡担保権者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、(3)の規定による通知があったものとみなす。

(説明)

転債権譲渡担保権の設定について、部会資料42からの変更点は次のとおりである。

- 1 本文(1)は、債権譲渡担保権を譲渡担保契約の目的とすることができる旨の基本的な規律を定めるものである。この点は、転動産譲渡担保権の規定を準用せずに、書き下ろすこととしている。
- 2 転債権譲渡担保権の対抗要件や競合した場合の順位に関する規律、原債権譲渡担保権の被担保債権の債務者に対する債務者対抗要件については、転動産譲渡担保の規律を準用することとしている。なお、転債権譲渡担保権の対抗要件については、特例法上の転債権譲渡担保権の設定の登記によることとしているが、債権譲渡担保権の目的となる債権のうち、特例法4条1項の債権譲渡登記によってはその譲渡を第三者に対抗することができない債権（具体的には非金銭債権がこれに当たる。）については、特例法上の登記の具備を求めることはできない。このような場合については、転動産譲渡担保権の対抗要件の規律（第3、12(2)括弧書き）を準用し、当該債権の譲渡の対抗要件をもって転譲渡担保の対抗要件としている。
- 3 転債権譲渡担保権については、譲渡担保債権の債務者に対する対抗要件が必要であり、その旨を(3)及び(4)に規律している。(4)は、転譲渡担保権の設定の登記がされた場合の債務者対抗要件として、その設定及び登記がされたことについて、転債権譲渡担保権者が、登記事項証明書を交付して通知したときは、譲渡担保債権の債務者に対する対抗要件を具備したものとみなすこととしている。

7-6 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の対抗要件の特例

【P】

第6 集合債権譲渡担保契約の効力

1 集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て

(1) 譲渡担保債権の発生年月日の始期及び終期、並びに債権発生原因その他の事項を指定することその他の方法により将来において属する債権をも含むものとして定められた範囲（以下「債権特定範囲」という。）によって特定された債権（以下「特定範囲所属債権」という。）を一括して目的とする債権譲渡担保契約（以下「集合債権譲渡担保契約」

という。)における~~いて、その~~債権譲渡担保権設定者(以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。)は、が集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てをすることができる旨の定めがあるときは、当該集合債権譲渡担保権設定者は、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができるものとする。

5 (2) 前記第5、2(1)後段の規定は、(1)の規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる場合には、適用しない。

(説明)

本文(1)は、部会資料42から実質的変更はない。

本文(2)は、集合債権譲渡担保権設定者が債権の取立権限を有する場合において、集合債権譲渡担保権者が被担保債権の弁済期前に債務者から弁済を受けたときの規律について新たに設けるものである。債権譲渡担保契約における第5、2(1)後段の規律は、債権譲渡担保権者が被担保債権の弁済期前に債務者から弁済を受けたときは、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないとする規律である。集合債権譲渡担保契約において、設定者が債権の取立権限を有する場合でも、集合債権譲渡担保権者は譲渡担保債権の弁済受領権限を有するが、部会において指摘されたように、そもそも、設定者に取立権限が付与されている場合は、設定者が譲渡担保債権を回収して、その回収金を事業の継続のために利用することが想定されているから、このような集合債権譲渡担保権設定者に取立権限を付与した趣旨に照らせば、集合債権譲渡担保権者が被担保債権の弁済期前に債務者から弁済を受けたときに、これを債権譲渡担保権設定者に支払うことを要しないという規律をデフォルト・ルールとして適用するのは相当とはいえない。そこで、集合債権譲渡担保権設定者が債権の取立権限を有する場合には、第5、2(1)後段の規律の適用は除外することとした。

2 集合動産譲渡担保契約の効力の補充義務の規定等の準用

25 (1) 上記集合債権譲渡担保契約について、前記第4、4の規定は、上記第6、1(1)の規定により債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる集合債権譲渡担保権設定者第4、4(集合動産譲渡担保契約における補充義務)及び第4、6(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐欺行為取消請求)は、集合債権譲渡担保契約について準用するものとする。この場合において、前記第4、4中「特定範囲所属動産の一体としての価値」とあるのは「特定範囲所属債権を一括した価値」と読み替えるものとするものとする。

30 (2) 前記第4、6の規定は、集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合について準用する。

(説明)

35 集合動産譲渡担保契約における第4、4(動産の補充等による価値の維持義務)、第4、6(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐欺行為取消請求)について準用する規律であり、部会資料42から実質的な変更はない。

第7 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力

1 その他の財産を目的とする譲渡担保権の順位

同一のその他の財産について数個の譲渡担保権が互いに競合する場合には、その譲渡担保権の順位は、当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後によるものとする。

(説明)

部会資料 44、第2の2の規律と同様である。

2 その他の財産を目的とする譲渡担保権と質権との競合

同一のその他の財産について譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、当該財産の譲渡についての対抗要件を備えた時と当該質権の設定についての対抗要件を備えた時の前後によるものとする。

(説明)

部会資料 44、第2の3の規律と同様である。

3 その他の財産の転譲渡担保

(1) その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができるものとする。

(2) 第3、12(2)から(6)までの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡（以下「その他の財産の転譲渡担保権の設定」という。）について準用するものとする。この場合において、第3、12(2)中「特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第3条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。(3)において同じ。）」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件」と、第3、12(3)中「登記の前後」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時の前後」と、第3、12(3)及び(5)中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「その他の財産の転譲渡担保権者」と読み替えるものとするものとする。

(3) その他の財産の転譲渡担保権の設定については、上記(1)及び(2)に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第5、6(3)の規定を準用するものとする。

(説明)

部会資料 44、第2、4の規律と実質的に同様である。

4 動産譲渡担保契約及び債権譲渡担保契約の効力の規定の準用

その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力については、その性質に反しない限り、第3、2並びに第5、1及び第5、2の規定を準用するものとする。

(説明)

部会資料 44、第2、5の規律について、部会における議論も踏まえて修正したものである。具体的には、その他の財産を目的とする譲渡担保契約について、準用の対象としているのは、動産譲渡担保権の果実に対する効力（第3、2）、混同の例外（第5、1）、第三債務者の弁済（第5、2）に関する規律である。

牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力（第3、5）の規律については、部会においても、債権譲渡担保権やその他の財産について適用することについて慎重な意見が出されたところであり、本文では、これについては準用の対象としていない。

第8 適用除外

1 前記第3、5及び9から11まで、並びに第4の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しないものとする。

2 前記第2、10(9)から(11)まで、第3、7及び第5、5の規定は、特例法第3条第1項又は第4条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができない財産を目的とする譲渡担保契約については、適用しないものとする。

(説明)

1 本文1について

部会資料42、第2、11(2)の規律についてより詳細に内容を記載したものであり、実質的な変更はない。すなわち、本規律は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産について、牽連性のある金銭債務のみを担保する動産譲渡担保権の対抗力（第3、5）、動産譲渡担保権と動産質権との競合（第3、9）、占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例（第3、11）、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例（第3、11）及び集合動産譲渡担保契約（第4）の規律について適用を除外するものである。

「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産」は登録自動車、登録された小型船舶がこれに該当し、未登記、未登録のものは該当しない。

2 本文2について

部会資料42、第2、11(1)の規律についてより詳細に内容を記載したものであり、実質的な変更はない。特例法上の譲渡登記によってはその譲渡を第三者に対抗することができない財産については、特例法上の登記をすることを対抗要件又は効力要件とする規律については適用できないことから、これを除外するものである。

具体的には、根譲渡担保権の譲渡（第2、10(9)から(11)まで）、動産譲渡担保権の順位の変更（第3、7）、債権譲渡担保権の順位の変更（第5、5）の各規律の適用除外を定めるものである。

「特例法第3条第1項又は第4条第1項の規定による譲渡の登記をすることによってはその譲渡を第三者に対抗することができない財産」としては、具体的には、①動産譲渡担保契約の目的となる動産のうち、倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券船荷証券が作成されている動産や、登録自動車や登録小型船舶など、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更について第三者に対抗することができない動産が、②債権譲渡担保契約の目的となる債権のうち非金銭債権が、③その他の財産の全部が、挙げられる。

第9-7 動産譲渡担保権の実行

1 動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、動産譲渡担保権の被担保債権は、その時（以下「帰属清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

ア 被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下「帰属清算の通知」という。）をしたこと。

（ア）譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てること。

（イ）帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

（ウ）帰属清算時における被担保債権の額

イ 帰属清算の通知の日から2週間を経過したこと又は上記アの当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと。

ウ 帰属清算の通知の後上記イに該当するに至るまでの間に当該動産譲渡担保権について次に掲げる命令（以下このウ及び後記2(1)ウにおいて「中止の命令等」という。）が発せられたときは、当該中止の命令等が効力を失ったこと。

（ア）民事再生法第31条第1項の規定による中止の命令

（イ）会社更生法第24条第1項（同法第44条第2項並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「更生特例法」という。）第19条（更生特例法第31条において準用する場合を含む。）及び第16条において同じ。）及び第184条（更生特例法第196条において準用する場合を含む。）及び第16条において同じ。））の規定による中止の命令

（ウ）会社更生法第25条第1項（同法第44条第2項並びに更生特例法第19条及び第184条において準用する場合を含む。））の規定による禁止の命令

（エ）会社法第516条の規定による中止の命令

（オ）外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（以下「承認援助法」という。）第27条第1項の規定による中止の命令

(2) 上記(1)ア（イ）の譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとする。

(3) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者をいう。以下同じ。）から譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき場合（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者へのその譲渡を承諾していたとき場合を除く。）はにおいて、動産譲渡担保権者が、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした帰属清算の通知をしたときは、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権設定者に対して帰属清算の通知をしたものとみなすことができるものとする。

(4) 動産譲渡担保権者は、帰属清算時における譲渡担保動産の価額が帰属清算時における

被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下「帰属清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していたから譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者へのその譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する帰属清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。

(5) 民法第 533 条の規定は、帰属清算金の支払の債務（上記(1)ア（イ）の見積価額が同（ウ）の被担保債権の額を超える場合のその差額が帰属清算金の額に満たないときは、当該差額に相当する部分に限る。後記(6)において同じ。）と譲渡担保動産の引渡しの債務の履行について準用するものとする。

(6) 動産譲渡担保権設定者は、帰属清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動産を留置することができるものとする。

(説明)

1 本文(1)について

本文(1)ウ（ウ）及び（エ）については、会社更生法又は更生特例法によって準用される場合が含まれることを明確化する修正をしている。

第 9、1(1)ウ及び同 2(1)ウについては、部会において、会社更生法第 24 条第 1 項の規定による中止の命令及び同法第 25 条第 1 項の規定による禁止の命令が効力を有するのは更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間に限られているため、本来は開始決定後も帰属清算方式又は処分清算方式の実行の効力は生じないとすべきであるにもかかわらず、開始決定の時点でその効力が生じてしまうのではないかと指摘があった。そこで、例えば、①帰属清算の通知又は処分清算譲渡及びその通知、②上記の中止の命令の発令、③①から 2 週間の経過、④更生手続開始決定という時系列の場合に、更生手続開始決定によって上記の中止の命令が失効して帰属清算方式又は処分清算方式の実行の効力が生ずるかが問題となる。まず、帰属清算方式又は処分清算方式の実行は譲渡担保動産をもって被担保債権の弁済に充てるものであることから（第 9、1(1)ア（ア）参照）、帰属清算方式又は処分清算方式の実行による更生手続開始後の被担保債権の消滅は、更生担保権について更生手続開始後に更生計画の定めによらずに弁済を受ける場合に該当し、会社更生法 47 条第 1 項によってその効力が否定されることとなると考えられる。そして、更生手続開始決定があった場合には、上記中止の命令又は禁止の命令による帰属清算方式又は処分清算方式の実行の効力の発生は、同項に基づく帰属清算方式又は処分清算方式の実行の効力の発生に制約へと当然に接続されることとなると考えられる。このように、上記のような時系列の場合であっても、更生手続開始決定の時点で帰属清算方式又は処分清算方式の実行の効力が生じるものではないと解される。

2 本文(3)及び(4)について

本文(3)について、部会資料 42 第 7、1(3)では「みなすことができる」としていたところ、

動産譲渡担保権者による別途の意思表示がなくとも擬制の効果が生ずる趣旨であることを明確化するため、単に「みなす」と修正している。

また、第5、2(3)と同様に、本文(3)及び(4)について、譲渡担保動産が転々譲渡された場合については動産譲渡担保権者の承諾のある直近の譲渡を受けた者に対する通知又は弁済等の効力を認めることとするとともに、本文(4)について、「動産譲渡担保権設定者その他の第三者」に対して対抗することができることとしている。

3 本文(5)及び(6)について

実行の効力が生じた後に動産譲渡担保権者が所有権に基づいて譲渡担保動産の引渡しを請求し、これに対して動産譲渡担保権設定者が留置権を主張して対抗した場合についても、動産譲渡担保権者が評価した譲渡担保動産の見積価額と被担保債権額の差額が帰属清算金の額に満たないときは、帰属清算金の支払債務のうち当該差額に相当する部分に限って譲渡担保動産の引渡しとの間で引換給付関係に立つものとするのが、本文(5)の規律と整合的である。そこで、本文(6)として留置権に関する規律を設け、動産譲渡担保権設定者は本文(5)に規定する帰属清算金の支払の債務の弁済を受けるまで譲渡担保動産を留置することができることとしている。

2 動産譲渡担保権の処分清算方式による実行

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当するに至ったときは、動産譲渡担保権の被担保債権は、その時（以下「処分清算時」という。）における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

ア 動産譲渡担保権者が被担保債権について不履行があった後に動産譲渡担保権者が譲渡担保動産を第三者に譲渡したこと。

イ 後記(2)の通知の日から2週間を経過したこと又は上記アの当該動産譲渡担保権者若しくは当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと。

ウ 上記アの譲渡（以下「処分清算譲渡」という。）の後上記イに該当するに至るまでの間に当該動産譲渡担保権について中止の命令等が発せられたときは、当該中止の命令等が効力を失ったこと。

(2) 動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 処分清算譲渡をしたこと。

イ 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠

ウ 処分清算時における被担保債権の額

(3) 上記(2)イの譲渡担保動産の見積価額は、合理的な方法により算出したものでなければならないものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していたから譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき場合（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者へのその譲渡を承諾していたとき場合を除く。）はにおいて、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした上記(2)の通知をしたときは、

~~当該動産譲渡担保権者は、~~当該動産譲渡担保権設定者に対して上記(2)の通知をしたもの
とみなすことができるものとする。

(5) 動産譲渡担保権者は、処分清算時における譲渡担保動産の価額が処分清算時における
被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭（以下「処分清算金」という。）
を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。この場合において、当
該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者がが有していたから譲渡担保動産
についての権利を譲り受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保
権設定者へのその譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該
動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動
産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権
者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する処分清算金の支払の債務の弁済その他の
当該債務を消滅させる事由をもって当該動産譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗す
ることができるものとする。

(6) 民法第 533 条の規定は、処分清算金の支払の債務（上記(2)イの見積価額が同ウの被担
保債権の額を超える場合のその差額が処分清算金の額に満たないときは、当該差額に相
当する部分に限る。後記(7)において同じ。）と譲渡担保動産の引渡し of 債務の履行につい
て準用するものとする。

(7) 動産譲渡担保権設定者は、処分清算金の支払の債務の弁済を受けるまで、譲渡担保動
産を留置することができるものとする。

(説明)

1 本文(4)及び(5)について

上記 1 (3)及び(4)と同様に、本文(4)について、単に「みなす」と修正し、本文(4)及び(5)に
ついて、譲渡担保動産が転々譲渡された場合については、動産譲渡担保権者の承諾のある
直近の譲渡を受けた者に対する通知又は弁済等の効力を認めることとし、本文(5)について、
「動産譲渡担保権設定者その他の第三者」に対して対抗することができることとしている。

2 本文(6)及び(7)について

前記 1 (5)及び(6)と同様に、本文(7)において留置権に関する規律を設けることとしている。

3 後順位の動産譲渡担保権者による実行

(1) 後順位の動産譲渡担保権者（当該動産譲渡担保権者の動産譲渡担保権に優先する動産
譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者がいる場合における当該動産譲渡担保権者をいう。
以下同じ。）がした帰属清算の通知又は処分清算譲渡は、当該後順位の動産譲渡担保権者
が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産
譲渡担保権者動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有
する者を含む。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じないものとする。

(2) 後順位の動産譲渡担保権者が上記(1)の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡を
した場合における上記 1 及び 2 の規定の適用については、上記 1 (1)及び上記 2 (1)中「動
産譲渡担保権の被担保債権は」とあるのは、「アの動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担
保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従って」とする
ものとする。いて、上記 1 (1)アからウまで又は上記 2 (1)アからウまでのいずれにも該当

するに至ったときは、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その順位に従って、帰属清算時又は処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅するものとする。

(3) 上記(2)に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、上記(2)の規定により読み替えて適用する上記1(1)又は上記2(1)の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅するものとする。

(4) 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していたから譲渡担保動産についての権利を譲り受けた者であるとき場合（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者へのその譲渡を承諾していたとき場合を除く。）はにおいて、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした上記(3)の通知をしたときは、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権設定者に対して上記(3)の通知をしたものとなすことができるものとする。

(5) 上記(1)の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、上記(2)の規定により読み替えて適用する上記1(1)若しくは、上記2(1)又は上記(3)の規定の適用については、弁済期が到来したものとなすものとする。

(6) 上記(5)の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から上記(5)の確定期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなすものとする。

(説明)

本文(2)について、規定ぶりを修正しているものの、実質的な変更はない。

本文(4)について、前記1(3)及び2(4)と同様に、単に「みなす」と修正し、譲渡担保動産が転々譲渡された場合については、動産譲渡担保権者の承諾のある直近の譲渡を受けた者に対する通知の効力を認めることとしている。

4 帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務

動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 7、4 から変更はない。

5 動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知

(1) 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引

渡しを受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあっては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保関連登記目録（後記第 24、2(3)イに規定する競合担保登記目録をいう。）に特定事項（同ウに規定する特定事項をいう。）が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記（同 3(1)に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（同 2(2)イに規定する転譲渡担保権者が登記されている場合にあっては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

(2) 上記(1)の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

(説明)

部会資料 42 第 7、5 から実質的な変更はない。

6 清算金の支払に関する処分の禁止

(1) 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができないものとする。

(2) 帰属清算時又は処分清算時の前に帰属清算金又は処分清算金の支払の債務が弁済された場合には、その弁済をもって帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する者に対抗することができないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 7、6 から実質的な変更はない。

第 10-8 集合動産譲渡担保権の実行

1 集合動産譲渡担保権の実行

(1) 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、~~あらかじめ~~その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならないものとする。

(2) 上記(1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合劣後する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に動産特定範囲（上記(1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。以下この 1 において同じ。）に属するに至った動産には及ばないものとする。

(3) 上記(1)の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第 4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲に属する動産（上記(2)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(4) 上記(1)の規定による通知が到達した時に動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該動産特定範囲に属していたものと推定するものとする。

(5) 集合動産譲渡担保権者が、上記(1)の規定による通知において、特定範囲所属動産のうち、更に第4、1に掲げる事項を指定することにより定められた範囲動産特定範囲の一部を更に種類及び所在場所の指定その他の方法により特定し、その特定された部分に属する動産についてのみ帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、上記(1)の規定による通知の効力は、その定められた範囲特定された部分にのみ生ずるものとする。

(6) 上記(2)の規定に反する特約は、無効とするものとする。

(説明)

本文(2)の「劣後する」を「競合する」と修正している点については、後記2（説明）を参照。そのほかには、部会資料42第8、1から実質的な修正はない。

2 後順位の集合動産譲渡担保権者による実行

(1) 複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者（その重複する部分につき当該集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者がいる場合における当該集合動産譲渡担保権者をいう。以下この2後記(2)において同じ。）がした上記1(1)の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者集合動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じないものとする。

~~(2) 後順位の集合動産譲渡担保権者が上記(1)の同意を得て上記1(1)の規定による通知をした場合における同(2)の規定の適用については、同(2)中「劣後する」とあるのは、「優先し又は劣後する」とするものとする。~~

(説明)

部会資料42第8、2においては、本文(2)として、「後順位の集合動産譲渡担保権者が上記(1)の同意を得て上記1(1)の規定による通知をした場合における同(2)の規定の適用については、同(2)中「劣後する」とあるのは、「優先し又は劣後する」とするものとする。」とし、全ての先順位の集合動産譲渡担保権者の同意を得た場合に限って先順位の集合動産譲渡担保権の固定化が生ずることとしていた。もっとも、本文において、後順位の集合動産譲渡担保権者による実行通知は、全ての先順位の集合動産譲渡担保権者の同意を得なければ、動産特定範囲が重複する部分についてはその効力を生じない（当該部分については後順位の集合動産譲渡担保権と先順位の集合動産譲渡担保権のいずれも固定化しない）としていることから、上記1(2)の「劣後する」を「競合する」と修正した場合であっても、全ての先順位の集合動産譲渡担保権者の同意を得た場合に限って先順位の集合動産譲渡担保権の固定化が生ずることとなる。そこで、規定を単純化するため、上記1(2)の「劣後する」を「競合する」と修正した上で、不要となる部会資料42第8、2(2)を削除している。

3 通知の撤回

(1) 上記1(1)の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の

動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、その通知を撤回することができるものとする。

- (2) 上記(1)の規定による上記1(1)の規定による通知の撤回は、当該その通知がの到達したの時に遡ってその効力を生ずるものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。

(説明)

本文(1)について、動産特定範囲に属する動産のうち一部についてでも実行がされたときは撤回権を失うことを明確化するため、「の全部又は一部」を挿入する修正をしている。

4 集合動産譲渡担保権者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

- (1) 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次のアからウまでに掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、その後に当該アからウまでに定める範囲に属するに至った動産には及ばないものとする。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とするものとする。

ア 担保権の実行としての競売による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲のうち当該差押えの場所に含まれる範囲

イ 強制執行又は担保権の実行としての競売の例による競売における配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲のうちその差押えの場所に含まれる範囲

ウ 第15、2(1)イ若しくはウに掲げる保全処分を命ずる決定又は第15、3(1)の規定による引渡命令の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲のうち当該執行の場所に含まれる範囲 動産特定範囲に属する動産について、担保権の実行としての競売若しくは滞納処分による差押え又は第13、2(1)の規定による実行のための保全処分の決定(1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずるものに限る。)若しくは第13、3の規定による実行のための引渡命令の決定の執行があったときは、集合動産譲渡担保権は、その後にその動産特定範囲のうち当該差押え又は執行の場所として特定された部分に属するに至った動産には及ばないものとする。

- (2) 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて上記(1)アからウまでに掲げる行為をしたとき(同イに掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知ったとき)は、集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、当該アからウまでに定める範囲に属する動産(上記(1)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。)の処分をすることができないものとする。上記(1)に規定する場合には、集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲のうち上記(1)に規定する差押え又は執行の場所として特定された部分に属する動産(上記(1)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。)の処分をすることができないものとする。

- (3) 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて上記(1)アからウまでに掲げる行為をした時(同イに掲げる行為をした場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知った時)に当該アからウまでに定める範囲に属していた動産

と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があった時（同一に掲げる行為があった場合にあっては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があったことを知った時）に当該アからウまでに定める範囲に属していたものと推定するものとする。動産特定範囲に属する動産につき強制執行又は民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売による差押えがあった場合において、集合動産譲渡担保権者が配当要求をしたときは、当該集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に優先し又は劣後する集合動産譲渡担保権は、その配当要求の時よりも後に動産特定範囲（その配当要求をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲をいう。後記(4)において同じ。）のうち当該差押えの場所として特定された部分に属するに至った動産には及ばないものとする。

(4) 上記(1)ア若しくはイに規定する差押え又は同ウに規定する執行が取り消されたときは、上記(1)から(3)までの規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなすものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。上記(3)に規定する場合において、集合動産譲渡担保権設定者が配当要求があったことを知ったときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第4、3(1)本文及び同(2)の規定にかかわらず、動産特定範囲のうち上記(3)に規定する差押えの場所として特定された部分に属する動産（上記(3)の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができないものとする。

(5) 上記(1)の規定に反する特約は、無効とするものとする。上記(1)及び(4)の規定は、動産特定範囲に属する動産につき強制執行又は民事執行法第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売による差押えがあった場合において、当該動産について先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）を有する者が配当要求をしたときについて準用するものとする。

(6) 上記(1)、(3)若しくは(5)に規定する差押え又は上記(1)に規定する執行が取り消されたときは、上記(1)から上記(5)までの規定の適用については、当該差押え又は執行はなかったものとみなすものとする。

(説明)

1 4及び後記5の規律の構造等について

部会資料42第8、4では、(1)において、その行為が集合動産譲渡担保権に基づくものであるか否かを区別することなく、動産特定範囲に属する動産に対して動産競売若しくは滞納処分による差押え又は実行のための保全処分若しくは実行のための引渡命令（以下「保全処分等」という。）の執行があった場合を、(3)において、動産特定範囲に属する動産に対して強制執行又は形式競売による差押えがあった場合において集合動産譲渡担保権者が配当要求をしたときを、(5)において、動産特定範囲に属する動産に対して強制執行又は形式競売による差押えがあった場合において集合動産譲渡担保権者以外の担保権者が配当要求をしたときを、それぞれ固定化事由として規定していた。

しかし、動産競売による差押え、配当要求又は保全処分等の執行が集合動産譲渡担保権に基づくものである場合とそうではない場合とは、区別して規定を設けるべきであると考えられる。すなわち、前者の場合には、固定化の範囲は実行をしようとする当該集合動産

譲渡担保権の動産特定範囲に限定することができ、集合動産譲渡担保権者の利益を保護する観点からは、固定化の範囲を当該動産特定範囲に限定すべきであると考えられる。これに対し、差押え、配当要求又は保全処分等の執行が集合動産譲渡担保権に基づくものではない場合には、このような限定をすることはできない。このため、前者の場合と後者の場合とでは固定化の範囲は異なるものとなる。

そこで、4においては、集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて動産競売による差押え、配当要求又は保全処分等の執行をした場合の、当該集合動産譲渡担保権及びこれと競合する集合動産譲渡担保権の固定化について、後記5においては、動産の差押え、配当要求又は保全処分等の執行が集合動産譲渡担保権に基づくものではない場合の、当該動産が動産特定範囲に属する集合動産譲渡担保権の固定化について、それぞれ規定を設けることとしている。なお、4及び5による固定化の具体例については、後記の図を参照。

2 本文(1)について

アにおいて、集合動産譲渡担保権に基づく動産競売による差押えを、イにおいて、強制執行又は形式競売における集合動産譲渡担保権に基づく配当要求を、ウにおいて、集合動産譲渡担保権に基づく保全処分等の執行を、それぞれ集合動産譲渡担保権の固定化事由としている。なお、イにおいて、動産競売における配当要求を固定化事由としていないのは、本文(1)ア及び後記5(1)アのとおり、他の担保権者が動産特定範囲に属する動産に対して動産競売による差押えをしたときは、配当要求に先立つ差押えの時点で固定化が生ずるためである。

固定化が生ずるのは、本文(1)アからウまでの行為をした集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権（本文(1)柱書前段）と、これと動産特定範囲が重複する集合動産譲渡担保権（本文(1)柱書後段）である。いずれについても、固定化の範囲は、同アからウまでの行為をした集合動産譲渡担保権者の集合動産譲渡担保権の動産特定範囲のうち差押え又は執行の場所に含まれる部分である（次々ページの図でいえば、集合動産譲渡担保権A及びCは柱書後段の規定に基づいて一部固定化が生ずるが、その範囲は、Bの動産特定範囲のうち差押え場所に含まれる部分であり、A又はCの動産特定範囲で固定化が生ずるのではない。）。

3 本文(2)について

本文(1)の内容を前提として規定ぶりを修正しているものの、部会資料42第8、4(2)、(4)及び(5)から実質的な修正はない。

4 本文(3)について

集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて本文(1)アからウまでの各行為をした時点よりも後に同アからウまでに規定する各範囲に動産が混入することによって、集合動産譲渡担保権が及ぶ動産と及ばない動産を区別することができなくなり、実行手続に支障が生ずるおそれがあることは、実行通知により固定化が生ずる場合と同様である。

そこで、第10、1(4)と同様に、その時点で当該範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、その時点で当該範囲に属していたものと推定するものとしている。

なお、配当要求があったことによって集合動産譲渡担保権がその後に当該範囲に属する

に至った動産に及ばないこととなった場合（本文(1)イ）については、そのような効果が生じたことを知らない集合動産譲渡担保権設定者に対して分別管理を求めることは困難であるから、集合動産譲渡担保権設定者が配当要求があったことを知った時点よりも遡って推定を及ぼすことは相当でない。そこで、この場合には、集合動産譲渡担保権設定者が配当要求があったことを知った時に当該範囲に属していた動産と分別管理されていない動産はその時に当該範囲に属していたものと推定することとしている。

5 本文(4)について

本文(4)前段については、部会資料 42 第 8、4(6)から実質的な修正はない。

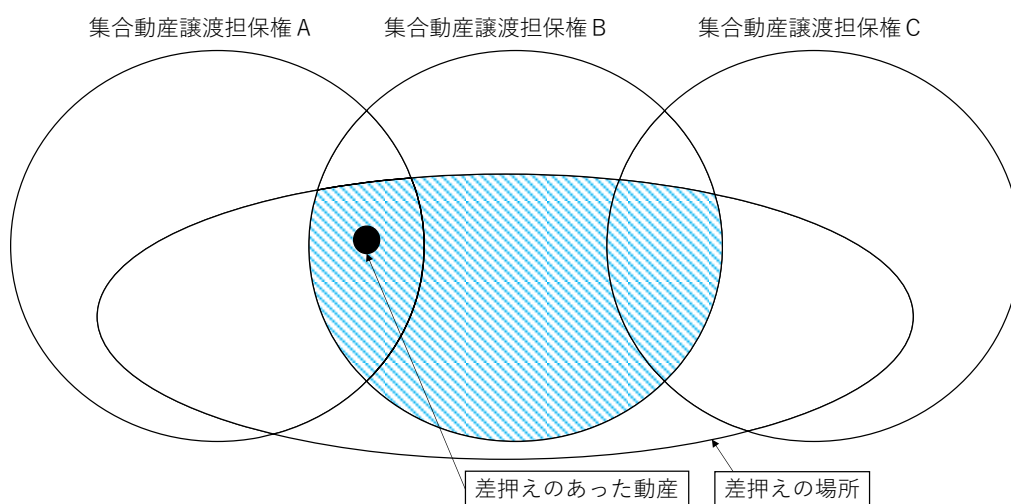
また、部会資料 42 第 8、4(6)においては、同(1)、(3)又は(5)による固定化は集合動産譲渡担保権者自身の行為によって生ずるものとは限らないことから、集合動産譲渡担保権者の利益の保護を優先することとして、取消しまでの間に動産特定範囲に属するに至った動産について利害関係を有するに至った第三者の取引の安全を保護する規律は設けていなかった。しかし、上記 1 のとおり、4 においては集合動産譲渡担保権者の行為による固定化のみを規定することとしたから、前記 3(2)と同様に、第三者の取引の安全を保護する規律を設けるのが相当である。そこで、本文(4)後段では、第三者の権利を害することはできないものとしている。

6 本文(5)について

上記 1(6)においては、集合動産譲渡担保権が実行後に動産特定範囲に属するに至った動産にも及ぶ旨の特約の効力は否定するのが相当であることを理由として、そのような特約は無効とする旨の規定を設けていることから、本文(1)についても同様の規定を設けるのが相当である。そこで、本文(5)において、本文(1)の規定に反する特約は無効とすることとしている。

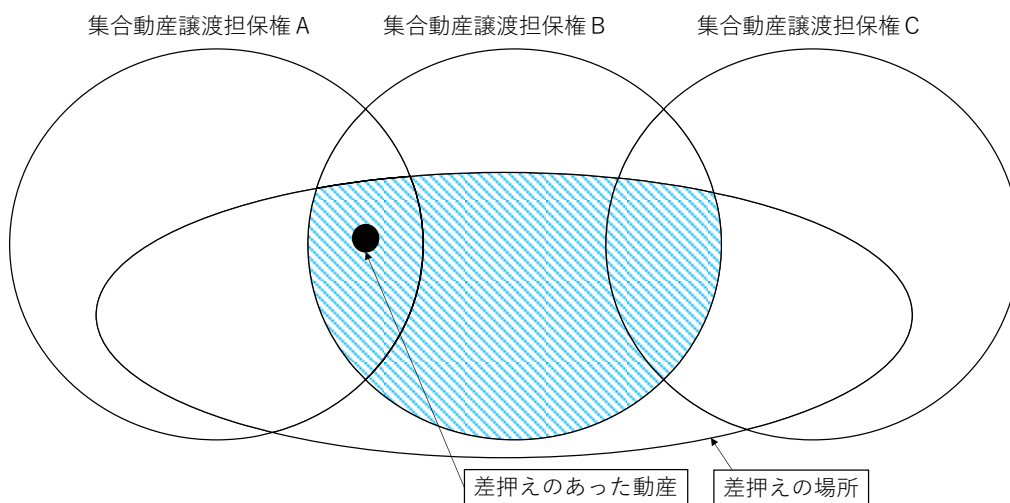
集合動産譲渡担保権 B に基づいて担保権の実行としての競売による差押えをした場合（第10、4(1)ア）

→集合動産譲渡担保権 B は(1)柱書前段、A 及び C は(1)柱書後段により固定化



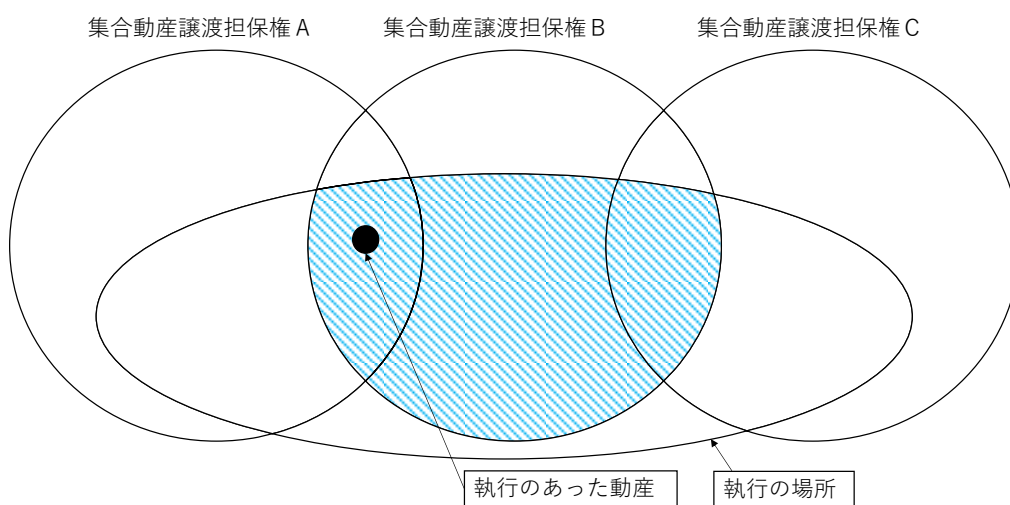
強制執行において集合動産譲渡担保権 B に基づいて配当要求をした場合（第10、4(1)イ）

→集合動産譲渡担保権 B は(1)柱書前段、A 及び C は(1)柱書後段により固定化



集合動産譲渡担保権 B に基づいて実行のための引渡命令の執行をした場合（第10、4(1)ウ）

→集合動産譲渡担保権 B は(1)柱書前段、A 及び C は(1)柱書後段により固定化



5 集合動産譲渡担保権者以外の者による動産特定範囲に属する動産に対する差押え等

(1) 次のアからウまでに掲げる事由があったときは、当該アからウまでの集合動産譲渡担保権は、その後に当該アからウまでに定める範囲に属するに至った動産には及ばないものとする。当該アからウまでの集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とするものとする。

ア 集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての競売（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）又は滞納処分による差押え 当該動産特定範囲のうち当該差押えの場所に含まれる範囲

イ 集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行又は担保権の実行としての競売の例による競売における先取特権、質権又は動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）に基づく配当要求 当該動産特定範囲のうちその差押えの場所に含まれる範囲

ウ 集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする第 15、2(1)イ若しくはウに掲げる保全処分を命ずる決定（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）又は第 15、3(1)の規定による引渡命令（集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。）の執行 当該動産特定範囲のうち当該執行の場所に含まれる範囲

(2) 上記 4(2)、(3)、(4)本文及び(5)の規定は、上記(1)の場合について準用するものとする。

(説明)

1 本文(1)について

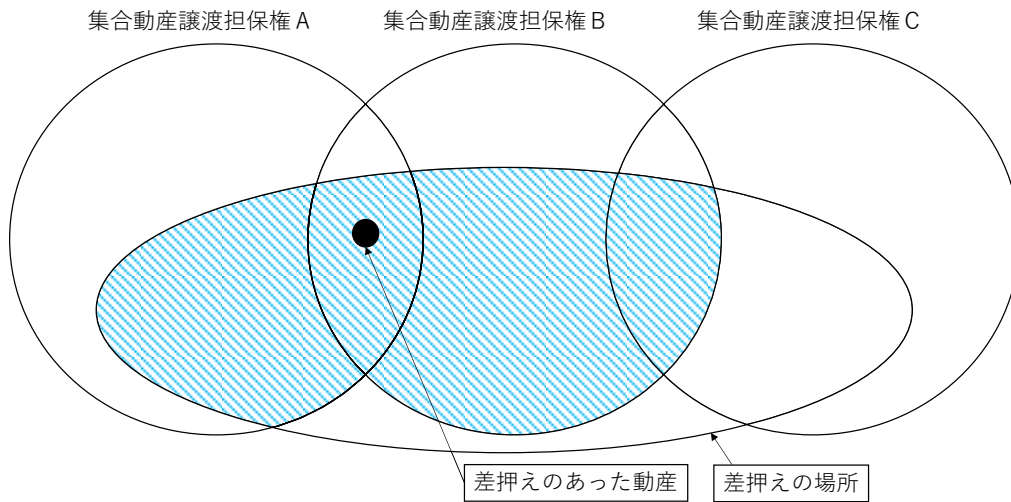
前記 4（説明） 1 のとおり、本文(1)では、差押え、配当要求又は保全処分等の執行が集合動産譲渡担保権に基づくものではない場合の固定化について規定することとし、アにおいて、集合動産譲渡担保権以外の担保権に基づく動産競売又は滞納処分による差押えを、イにおいて、強制執行又は形式競売における集合動産譲渡担保権以外の担保権に基づく配当要求を、ウにおいて、集合動産譲渡担保権を除く動産譲渡担保権に基づく保全処分等の執行を、それぞれ集合動産譲渡担保権の固定化事由としている。

固定化が生ずるのは、本文(1)アからウまでの行為の目的とされた動産がその動産特定範囲に属する集合動産譲渡担保権（本文(1)柱書前段）と、これと動産特定範囲が重複する集合動産譲渡担保権（本文(1)柱書後段）である。いずれについても、固定化の範囲は、差押え又は執行の場所に限定している。

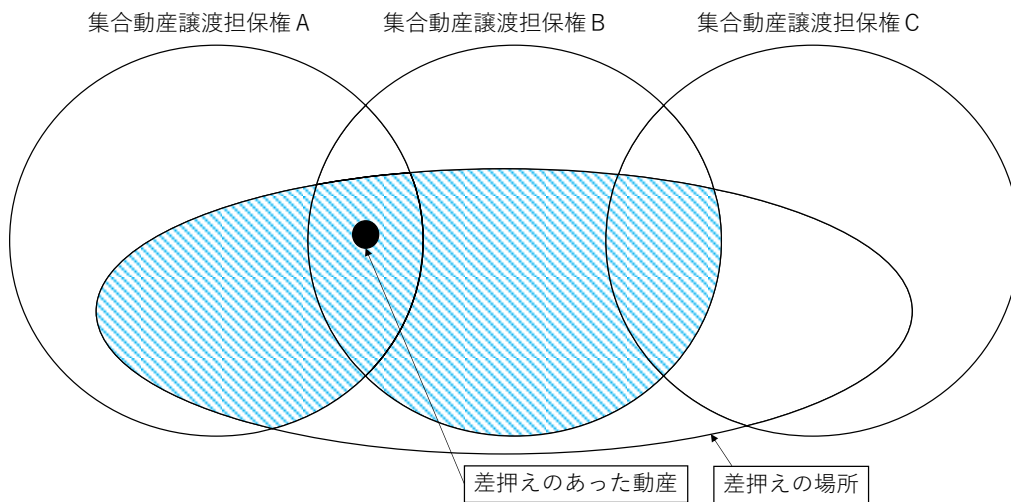
2 本文(2)について

上記 4(2)から(5)までと同様の規律を設けるべきであるから、これらの規定を準用することとしている。もっとも、本文(1)による固定化は、集合動産譲渡担保権者以外の者の行為によって生ずることから、集合動産譲渡担保権者の利益の保護を優先することとして、上記 4(4)の規定のうち第三者の権利を害することはできないとの部分は準用の対象から除外している。

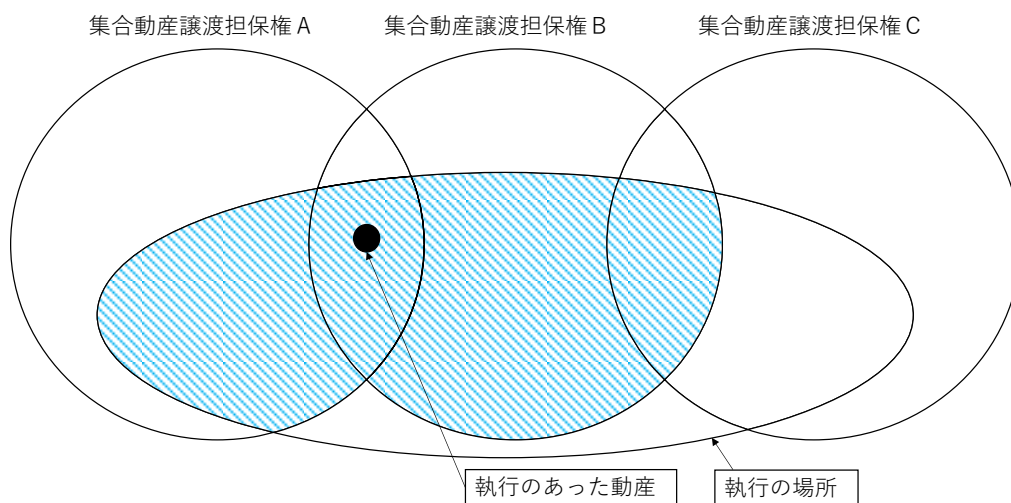
個別動産を目的とする動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による
差押えがあった場合（第10、5(1)ア）
→集合動産譲渡担保権 A 及び B は(1)柱書前段、C は(1)柱書後段により固定化



強制執行において個別動産を目的とする動産譲渡担保権に基づく配当要求があっ
た場合（第10、5(1)イ）
→集合動産譲渡担保権 A 及び B は(1)柱書前段、C は(1)柱書後段により固定化



個別動産を目的とする動産譲渡担保権に基づく実行のための引渡命令の執行があった場合（第10、5(1)ウ）
→集合動産譲渡担保権 A 及び B は(1)柱書前段、C は(1)柱書後段により固定化



6 集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

【P】

5

第 11-9 債権譲渡担保権の実行

1 債権譲渡担保権者による債権の取立て等

(1) 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があったときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた給付の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならないものとする。

10

~~(2) 第三債務者は、債権譲渡担保契約による債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第467条第1項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しないものとする。~~

15

~~(3) 上記(2)前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に対し、その受けた給付の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならないものとする。~~

20

(2)(4) 上記(1)後段又は上記(3)の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者が有していたから譲渡担保債権についての権利を譲り受けた者であるとき（債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者へのその譲渡を承諾していたときを除く。）は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した

25

場合にあつては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者) に対する上
記(1)後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事
由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができるものとする。
(5) 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、その弁済期が被担保債権についての不
履行の前に到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額
を供託させることができるものとする。この場合において、債権譲渡担保権は、その供
託金について存在するものとする。
(6) 譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権
者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保
権設定者との間で、債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とす
る動産譲渡担保契約を締結したものとみなすものとする。この場合においては、上記(1)
後段及び上記(3)の規定は、適用しないものとする。

(説明)

前記第5、2(説明)1のとおり、部会資料42第9、1(2)から(6)まで((4)のうち(1)後段の
場合を対象とする部分を除く。)の規律については、第5、2に移動させている。

本文(2)については、前記第5、2(3)と同様に、譲渡担保債権が転々譲渡された場合につ
いては債権譲渡担保権者の承諾のある直近の譲渡を受けた者に対する弁済等の効力を認めるこ
ととするとともに、「債権譲渡担保権設定者その他の第三者」に対して対抗することができる
こととしている。

2 債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行

(1) 上記第9-7、1((5)及び(6)を除く。)、同2((6)及び(7)を除く。)及び同6の規定は、債
権譲渡担保権(動産利用権を目的とする債権譲渡担保権を除く。)について準用するもの
とする。この場合において、上記第9-7、1(1)イ中「~~た~~こと又は上記アの当該動産譲渡
担保権者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこと」とあり、及び同2(1)イ中「~~た~~こと又は
上記アの当該動産譲渡担保権者若しくは当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けたこ
と」とあるのは、「~~た~~こと」と読み替えるものとする。

(2)~(4) 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権の実行の規定の準用等について **【P】**

(説明)

本文(1)において、修正により新たに加えた上記第9、1(6)及び同2(7)についても準用の対
象から除外する修正をしているほかは、部会資料42第9、2から実質的な変更はない。

第1240 集合債権譲渡担保権の実行

1 集合債権譲渡担保権の実行

集合債権譲渡担保契約における債権譲渡担保権(以下「集合債権譲渡担保権」という。)
の被担保債権について不履行があった場合において、集合債権譲渡担保権を有する者(以
下「集合債権譲渡担保権者」という。)が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属
債権について上記第11-9、1(1)前段の規定による取立て、同2(1)において読み替えて準用
する上記第9-7、1(1)アに規定するの帰属清算の通知又は上記第11-9、2(1)において読み
替えて準用する上記第9-7、2(1)ウに規定するの処分清算譲渡をしようとする旨を通知し

たときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない。ただし、第三債務者にもその旨を通知しなければ、これをもって第三債務者に対抗することができない。

(説明)

1 本文について

部会資料 42 第 10 から実質的な変更はない。

2 集合債権譲渡担保権者の実行着手後に生じた債権に対する集合債権譲渡担保権の効力について

部会資料 42 第 10 (説明) 2 では、集合債権譲渡担保契約によって将来生ずべき債権は設定者から債権譲渡担保権者に確定的に譲渡されており、各債権がそれぞれ債権譲渡担保権の目的になっているという理解からは、その一部について実行がされても、その他の債権についての譲渡の効力には影響しないと考えるのが自然であること等から、集合債権譲渡担保権者が実行に着手した時以降に生じた債権に対する集合債権譲渡担保権の効力について、特にこれを制約する規定は設けないものとすることを提案した。

部会においては、累積的な担保権設定については、過剰担保となる懸念や一般債権者に対する支払原資がなくなる懸念があり、賃金の支払が困難になるほか取引先への支払が難しくなり事業継続を困難にするという弊害があるため、集合債権譲渡担保権の効力について政策的に制約を課すべきとの意見もあった。しかし、他方で、①債権譲渡担保については、個々の債権が将来にわたって担保に入れられていることを前提として倒産手続開始時には一定の制約を受けるという形の方が、現在の実務と整合的である、②倒産手続開始時には集合債権譲渡担保権に対して大きな制約が課されることとのバランスから、倒産にまで至らない場合に再度の実行ができる形になることもやむを得ない、③全資産担保に近い集合債権譲渡担保については、相当厳しい局面でないと実行はしないと考えられるため、実行がほとんど倒産に直結すると考えられるのに対し、対象債権が限定された集合債権譲渡担保については、現在の判例法理を前提として評価をした上で融資をしているため、再度の実行を許容する方が平時の調達という局面においてもメリットがある、④いわゆる累積型と循環型の切り分けが実務上難しく、一元化して捉えざるを得ないのであれば、判例法理が積み重なっているところでもあり、個々の債権が移転していることを前提に、実行後も担保権の効力が及ぶことにならざるを得ないとの意見もあった。

以上を踏まえると、少なくとも現時点において、実行着手後に生じた債権に対する集合債権譲渡担保権の効力を制約する規定を設けることは困難であるため、本文においてはこの点に関する新たな提案をしていない。もっとも、明文の制約がないとしても、債権特定範囲が過度に広範な場合に公序良俗による制約があり得る。また、その前提として、どの範囲の債権が譲渡担保権の目的となっていたのかについては当事者の合理的意思表示解釈によって妥当な範囲に確定されることになると考えられる。

2 集合債権譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等

【P】

第 1344 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行

その他動産及び債権以外の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、第 119 及び第 10 の規定を準用するものとする。

(説明)

部会資料 42 第 11 では、集合債権譲渡担保権の実行に係る規定（第 12、1 部会資料 42 第 10）についても準用の対象として掲げていた。しかし、動産及び債権以外の財産を目的とする譲渡担保権については、第 6 及び第 12、1 の規定が適用される集合債権譲渡担保権のように、譲渡担保権設定者の取立て等による担保目的財産の消滅と事業の継続による新たな担保目的財産の発生が繰り返されることを予定して、譲渡担保権設定者が将来取得する財産をも目的として譲渡担保権を設定することは通常想定し難い。そこで、第 12、1 の集合債権譲渡担保権の実行に係る規定については、準用の対象から除外することとしている。

第 1412 強制執行等の特例

1 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産競売の申立て

(1) 動産譲渡担保権者による配当要求については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第 133 条（同法第 192 条（同法第 195 条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定を適用するものとする。動産譲渡担保権は、民事執行法第 190 条以下の規定に基づく競売によって実行することができるものとする。

(2) 動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第 190 条の規定を適用するものとする。この場合において、同条第 1 項第 3 号中「債務者」とあるのは「債務者又は当該動産の所有者（以下この条において「債務者等」という。）」と、同条第 2 項ただし書中「第 123 条第 2 項に規定する場所又は容器」とあるのは「債務者等の住居その他債務者等の占有する場所又は債務者等の占有する金庫その他の容器」と、同条第 3 項中「債務者」とあるのは「債務者等」とするものとする。動産譲渡担保権者は、譲渡担保動産に対する強制執行及び担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）において、配当要求をすることができるものとする。

(説明)

1 本文(1)について

規定ぶりを改めているものの、部会資料 42 第 12、1 (2)から規律の内容について実質的な変更はない。

2 本文(2)について

本文(2)前段について、規定ぶりを改めているものの、部会資料 42 第 12、1 (1)から規律の内容について実質的な変更はない。

民事執行法上の動産競売開始許可制度（同法第 190 条第 2 項）については、動産が同法第 123 条第 2 項に規定する場所又は容器（債務者の住居その他債務者の占有する場所又は債務者の占有する金庫その他の容器）にない場合には動産競売開始許可をすることができないとされていることから、物上保証人又は第三取得者が当該動産を占有している場合（執行手続上の「動産の所有者」が当該動産を占有している場合）にも動産競売開始許可をす

ることができるか否かは明らかではない。しかし、動産譲渡担保については、物上保証人又は第三取得者が譲渡担保動産を占有している場合も想定されることから、この場合にも動産競売開始許可制度を活用できるようにする必要がある。そこで、本文(2)後段において、これらの規定中の「債務者」を「債務者又は当該動産の所有者」などと読み替えることにより、この場合に動産競売開始許可をすることができることを明確化することとしている。

2 動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え

動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づくを有する者の申立てに係る担保権の実行としての競売による差押えがあったときは、民事執行法第 38 条第 1 項（同法第 194 条において準用する場合を含む。以下この 2 において同じ。）に規定する第三者異議の訴えを提起することができるものとする。ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があったものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 12、2 から実質的な変更はない。

3 売却に伴う動産譲渡担保権の消滅

譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によって消滅するものとする。

(説明)

部会資料 42 第 12、3 から変更はない。

第 1513 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続

1 通則的な規律

第 1513 に規定する裁判手続に関する通則的な規律については、~~民事執行法の規律を参考~~として、所要の規定を整備するものとする。

(説明)

部会資料 42 第 13、1 から変更はない。

2 動産譲渡担保権の実行のための保全処分

(1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（債務者及び動産譲渡担保権設定者を除く。以下この 2 において同じ。）が、価格減少行為等（譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この(1)において同じ。）をし、又は価格減少行為等をするおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この(1)及び後記 7 において「動産譲渡担保権者等」という。）

の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等又は当該第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分（執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでないものとする。

ア 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

イ 次に掲げる事項を内容とする保全処分（裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。）

（ア）当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

（イ）執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。

ウ 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分

（ア）上記イ（ア）及び（イ）に掲げる事項

（イ）上記イ（ア）に規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。

(2) 上記(1)イ又はウに掲げる保全処分は、次のア及びイに掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができないものとする。

ア ~~(1)の~~債務者又は~~(1)の~~動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合

イ ~~(1)の~~譲渡担保動産の占有者の占有の権原が上記(1)の規定による申立てをした者に対抗することができない場合

(3) 裁判所は、申立人が上記(1)の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次のアからエまでに掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方被申立人又は(1)の動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 後記3(1)に規定する引渡命令の申立てをしたこと。

エ 民事執行法第190条第1項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売（後記(4)並びに後記3(3)及び(4)において「動産競売」という。）の申立てをしたこと。

(4) 上記(3)ウ又はエの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすものとする。同ウの引渡命令又は同民事執行法第192条において準用する同法第129条の規定により(3)エの動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするものとする。

(5) 裁判所は、譲渡担保動産債務者及び動産譲渡担保権設定者以外の占有者に対し上記(1)の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しな

ければならないものとする。

(6) 裁判所が上記(1)の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができるものとする。ただし、上記(1)イに掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、上記(1)の規定による決定をしてはならないものとする。

(7) 事情の変更があったときは、裁判所は、申立てにより、上記(1)の規定による決定を取り消し、又は変更することができるものとする。

(8) 上記(1)、(3)又は(7)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(9) 上記(8)の即時抗告（上記(1)の申立てについての裁判に対するものに限る。）は、執行停止の効力を有しないものとする。

(10) 上記(3)又は(7)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(11) 上記(1)イ又はウに掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から2週間を経過したときは、執行してはならないものとする。

(12) 上記(11)に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができるものとする。

（説明）

1 本文(1)について

部会では、後記 3 (2)ただし書について、「譲渡担保動産の占有者」に動産譲渡担保権設定者が含まれないことを明確化すべきとの意見があった。そこで、2においても、本文(1)において譲渡担保動産の占有者を債務者及び動産譲渡担保権設定者を除くものとして定義し、これを明確化することとしている。

2 本文(4)について

部会資料 42 第 13、2 (4)後段及び同 3 (4)後段では、無剰余取消しのみを規定していたところ、部会では、無剰余以外の事由による取消しも含めてよいのではないかと意見があった。動産競売の申立てをしたことを証する文書等が提出された後に動産競売による差押えが取り消されたにもかかわらず、実行のための保全処分又は実行のための引渡命令が取り消されないとすれば、動産譲渡担保権者が実行をしない状態で保全処分又は引渡命令の効力が永続するおそれがあり相当でなく、このことは差押えが取り消された理由が無剰余であるか否かにかかわらずと考えられる。そこで、本文(4)では、無剰余以外の事由によって差押えが取り消された場合についても、動産競売の申立てをしたことを証する文書等を提出しなかったものとみなすこととしている。

また、部会資料 42 第 13、2 (4)後段では、動産競売による差押えが取り消された場合のみを規定していたものの、実行のための引渡命令の申立てをしたことを証する文書等が提出された後に引渡命令が取り消されたにもかかわらず保全処分が取り消されないとすれば、動産譲渡担保権者が実行をしない状態で保全処分の効力が永続するおそれがあり相当でない。そこで、本文(4)では、実行のための引渡命令が取り消された場合も、その申立てをしたことを証する文書等を提出しなかったものとみなすこととしている。

3 動産譲渡担保権の実行のための引渡命令

(1) 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があった場合において、動産

譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者（動産譲渡担保権設定者を除く。後記(2)及び後記4(1)において同じ。）に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができるものとする。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないものとする。

(2) 裁判所は、上記(1)の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならないものとする。ただし、上記(1)の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでないものとする。

(3) 裁判所は、申立人が上記(1)の規定による決定の告知を受けた日から1月以内に次のアからウまで各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方被申立人又は同項の動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならないものとする。

ア 帰属清算の通知をしたこと。

イ 処分清算譲渡をしたこと。

ウ 動産競売の申立てをしたこと。

(4) 上記(3)ウの申立てをしたことを証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなすものとする。同民事執行法第192条において準用する同法第129条の規定により(3)ウの動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とするものとする。

(5) 裁判所は、上記(1)の規定による決定をする場合には、相手方被申立人を審尋しなければならないものとする。

(6) 上記(1)又は(3)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(7) 上記(1)又は(3)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(説明)

1 本文(1)について

前記2(1)と同様に、本文(1)において譲渡担保動産の占有者を動産譲渡担保権設定者を除くものとして定義している。

また、部会では、部会資料42第13、3(1)ただし書及び同4(1)ただし書について、動産譲渡担保権者等に対抗できる占有権原を有する債務者に対しても引渡命令を発令することができることを明示してよいのではないかと意見があった。実行のための保全処分については、第15、2(2)において、債務者が譲渡担保動産を占有する場合には申立人に対抗できる占有権原の有無にかかわらず執行官保管又は占有移転禁止の保全処分を発令することができるものとしていることからすれば、実行のための引渡命令及び実行後の引渡命令についても、動産譲渡担保権者等に対抗できる占有権原を有する債務者に対しても引渡命令を発令することができることを明示しても差し支えないと考えられる。そこで、本文(1)ただし書から債務者を除外する修正をしている。

2 本文(4)について

上記 2 (4)と同様に、無剰余以外の事由によって差押えが取り消された場合も、動産競売の申立てをしたことを証する文書等を提出しなかったものとみなすこととしている。

4 動産譲渡担保権の実行後の引渡命令

(1) 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この(1)及び(2)4において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨（上記第9 7、1(1)ア（イ）の見積価額が同（ウ）の被担保債権の額を超える場合又は同 2(2)イの見積価額が同ウの被担保債権の額を超える場合にあっては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨）を命ずることができるものとする。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者（債務者を除く。）に対しては、この限りでないものとする。

(2) 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から 1 月を経過したときは、上記(1)の申立てをすることができないものとする。

(3) 裁判所は、上記(1)の規定による決定をする場合には、相手方被申立人を審尋しなければならないものとする。

(4) 上記(1)の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(5) 上記(1)の規定による決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。

(説明)

上記 3 (1)ただし書と同様に、本文(1)ただし書から債務者を除外する修正をしている。

5 後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等

後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者動産譲渡担保権を目的とする転動産譲渡担保の譲受人が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、上記 2 (1)に規定する保全処分又は上記 3 (1)に規定する引渡命令の申立てをすることができないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 13、5 から実質的な変更はない。

6 執行官保管の保全処分中の売却

上記 2 (1)イに掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するとき、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならないものとする。

(説明)

部会資料 42 第 13、6 から変更はない。

7 占有移転禁止の保全処分等の効力

(1) 上記2(1)ウに掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者（以下この7において「動産譲渡担保権者等」という。）の申立てにより当該決定の相手方被申立人に対して上記3(1)又は上記4(1)に規定する引渡命令が発せられたときは、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡しの強制執行をすることができるものとする。

ア 当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者

イ 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の相手方被申立人の占有を承継した者

(2) 上記(1)の決定の執行後に上記(1)の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定するものとする。

(3) 上記(1)の引渡命令について上記(1)の決定の被申立人相手方以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申立てにおいて、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保動産を占有していること、又は自己が上記(1)ア若しくは又はイのいずれにも該当しないことを理由とすることができるものとする。

(説明)

部会資料 42 第 13、7 から実質的な変更はない。

8 手続の停止

(1) 上前記3に規定する手続は、次のア又はイに掲げるいずれかの文書の提出があったときは、停止しなければならないものとする。

ア(1) 上前記3に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。後記イ及び後記(2)において同じ。）

イ(2) 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

(2) 上記(1)の規定に基づき裁判所に上記(1)ア又はイに規定する裁判に係る記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該ア又はイに規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができるものとする。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書を提出したものとみなすものとする。

(説明)

本文(2)においては、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により新設される民事執行法第 18 条の 2 と同様に、本文(1)の記録事項証明書を提出すべき者は、その提出に代えて、裁判所が当該記録事項証明書に記載されるべき事項を検索するために必要な情報(事件番号等)を提供することができることとし、

この場合には、記録事項証明書の提出は不要としている。

第 1614 破産手続等における譲渡担保権の取扱い

1 別除権等としての取扱い

- (1) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (2) 破産手続において、譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者を破産法第 111 条第 3 項に規定する準別除権者として扱うものとする。
- (3) 再生手続において、譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を別除権者として扱うものとする。
- (4) 更生手続において、譲渡担保権（開始前会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）の被担保債権を有する者を更生担保権者として扱うものとする。
- (5) 特別清算手続において、譲渡担保権（清算株式会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。
- (6) 承認援助手続において、譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者を担保権者として扱うものとする。

（説明）

部会資料 42 から変更はない。

2 担保権実行手続中止命令

(1) 再生手続における担保権実行手続中止命令

ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その譲渡担保権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。タケにおいて同じ。）を命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による中止の命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 譲渡担保権の実行を禁止するアの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

タケ 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

テコ タケ本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コサ テコの規定による供託がされたときは、テコの債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同じの権利を有するものとする。

(2) 更生手続における中止命令

ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、譲渡担保権の実行の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止（譲渡担保権の実行の禁止を含む。）を命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

エ 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、アの規定により中止した譲渡担保権の実行の手続の取消しを命ずることができるものとする。

オ アの規定による中止の命令、ウの規定による決定及びエの規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する裁判及びオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク 譲渡担保権の実行を禁止するアの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経

過する日までの間は、時効は、完成しない。

タケ 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の中止(実行の禁止を含む。)を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

タコ **タケ**本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コサ **タコ**の規定による供託がされたときは、**タコ**の債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同じの権利を有するものとする。

サシ 譲渡担保権の実行を、会社更生法第 25 条第 1 項の規定による包括的禁止命令の対象とするものとする。

(3) 特別清算手続における中止命令

ア 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、譲渡担保権の実行の中止(実行の禁止を含む。**タケ**において同じ。)を命ずることができるものとする。

イ アの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

ウ 譲渡担保権の実行を禁止するアの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

ウエ 裁判所は、アの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の陳述を聴いたときは、この限りでないものとする。

エオ 裁判所は、**ウエ**の中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

ホカ **ウエ**の中止の命令及び**エオ**の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

ホキ **ホカ**の即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キク **ホカ**に規定する裁判及び**ホカ**の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

タケ 裁判所がアの規定により債権譲渡担保権の実行の中止を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

タコ **タケ**本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債

務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

コサ ケコの規定による供託がされたときは、ケコ²の債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者³と同一の権利を有するものとする。

(4) 承認援助手続における担保権実行手続中止命令

ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされている譲渡担保権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。コサ⁴において同じ。）を命ずることができるものとする。

イ 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、アの規定による中止の命令をすることができるものとする。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 24 条第 1 項の即時抗告がされたときも、同様とするものとする。

ウ イの規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又はイの即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失うものとする。

エ ア又はイの規定による中止の命令は、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができるものとする。

オ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ質権者譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでないものとする。

カ 裁判所は、ア又はイの規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

キ ア又はイの規定による中止の命令及びカの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

ク キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

ケ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 25 条第 8 項の規定はア又はイの規定による中止の命令、カの規定による決定及びキの即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定はイの規定による中止の命令があった場合について準用するものとする。

コ 譲渡担保権の実行を禁止するア又はイの規定による中止の命令が発せられたときは、当該譲渡担保権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

コサ 裁判所がア又はイの規定により債権譲渡担保権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、債権譲渡担保権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができないものとする。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限るものとする。

~~サシ~~ ~~コサ~~本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができるものとする。

~~シス~~ ~~サシ~~の規定による供託がされたときは、~~サシ~~の債権を目的とする譲渡担保権を有していた譲渡担保権者は、供託金につき譲渡担保権者と同一の権利を有するものとする。

(説明)

譲渡担保権の実行を禁止する中止命令が発せられた場合に、譲渡担保権者は、譲渡担保権の実行をすることによる消滅時効の完成猶予（民法第148条第1項第2号）を図ることができなくなることから、譲渡担保権者の利益保護のために、譲渡担保権の実行を禁止する中止命令が発せられたときの譲渡担保権の被担保債権についての時効の完成猶予の規定（(1)ク、(2)ク、(3)ウ及び(4)コ）を追加した。

以上の点を除いて、部会資料42から実質的な変更はない（(4)オについては誤記を修正した。）。

3 担保権実行手続取消命令

(1) 再生手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、再生手続開始の申立てがあった場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第2条第2号に規定する再生債務者等（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第~~10-8~~、1(1)の通知、~~若しくは~~動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係る差押え又は第~~12~~、~~14-0~~本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、その譲渡担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでないものとする。

イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第~~9-7~~、1(1)ア（第~~11-9~~、2(1)及び(2)において読み替えて準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定によるに規定する帰属清算の通知、第~~9-7~~、2(1)ウ（第~~11-9~~、2(1)及び(2)において読み替えて準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定によるに規定する処分清算譲渡、~~若しくは~~第~~11-9~~、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ キの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する命令及び決定並びにオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

ク オの即時抗告は、民事再生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

ケ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に関する規定（民事再生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第16条から第16条の4まで）及び担保権の実行手続の中止命令がされた場合の再生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第32条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(2) 更生手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第10-8、1(1)の通知又は第12、110-本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限るものとする。

イ アの規定による取消しの命令及び2(2)エの規定による取消しの命令（動産特定範囲に属する動産財産に係る担保権の実行としての競売の手続に係るものに限る。）は、その発令前にされた第9-7、1(1)アの規定による規定する帰属清算の通知、第9-7、2(1)ウに規定するの規定による処分清算譲渡、若しくは第11-9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

エ アの規定による取消しの命令及びウの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

オ エの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

カ エに規定する命令及び決定並びにエの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

キ アからカまでの規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して会社更生法第44条第1項の即時抗告があった場合について準用するものとする。

キク エの即時抗告は、会社更生法第9条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、エの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

タケ 中止命令について適用される文書等の閲覧等に関する規定（会社更生法（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第11条から第11条の4まで）及び中止命令がされた場合の更生手続開始の申立ての取下げの制限に関する規定（同法第23条）について、アの

規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(3) 承認援助手続における担保権実行手続取消命令

ア 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）又は承認管財人の申立てにより、担保を立てさせて、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、第 10-8、1(1)の通知、若しくは動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係る差押え又は第 12、1-10 本文の通知の取消しを命ずることができるものとする。

イ アの規定による取消しの命令は、その発令前にされた第 9-7、1(1)アの規定による規定する帰属清算の通知、第 9-7、2(1)ウに規定するの規定による処分清算譲渡、若しくは第 11-9、1(1)前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げないものとする。

ウ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を発したときは、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならないものとする。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いた場合は、この限りでないものとする。

エ 裁判所は、アの規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができるものとする。

オ アの規定による取消しの命令及びエの規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができるものとする。

カ オの即時抗告は、執行停止の効力を有しないものとする。

キ オに規定する命令及び決定並びにオの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 25 条第 8 項の規定はアの規定による取消しの命令及びオの即時抗告についての裁判があった場合について準用するものとする。

ク 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、アの規定による取消しの命令は、その効力を失うものとする。

ケ オの即時抗告は、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 7 条前段の規定にかかわらず、することができるものとする。また、オの即時抗告をすることができる期間について、同条後段と同様の期間とする。

コ 担保権の実行手続の中止命令について適用される文書の閲覧等に係る規定（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後のもの）第 13 条）及び担保権の実行手続の中止命令等が発令された場合に債務者の財産の処分等の行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる旨の規定（同法第 31 条）について、アの規定による取消しの命令についてもその対象となるよう規定を整備するものとする。

(説明)

会社更生法第 44 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して即時抗告がされた場合にも、中止命令（会社更生法第 44 条第 2 項・第 24 条第 1 項）と同様に、取消命令の発令を認める必要があると考えられることから、(2)キの規定を追加した。

また、(3)キについては、規定の内容を書き下すとともに、担保権の実行手続の中止命令（承認援助法第 27 条第 8 項）と同様に、オに規定する決定があった場合についてもこの規定の対象とすべきであると考えられるから、そのように修正した。

以上の点を除いて、部会資料 42 から実質的な変更はない。なお、(1)ア及び(3)アにおいて取消しの対象を「動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続」としたのは、会社更生法第 24 条第 5 項が担保権の実行の手続を取消しの対象としていることと平仄を合わせたものである。

4 破産管財人等による譲渡担保財産の換価・譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

(1) 破産手続における譲渡担保財産の換価の規定

ア 破産管財人は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保財産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

イ アの場合には、民事執行法第 63 条及び第 129 条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ ア及びイの場合において、動産譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、破産管財人は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(2) 破産手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第 97、1 及び 2 の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、破産管財人の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができるものとする。

イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から 2 週間が経過したもののみとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ アの申立てについての裁判及びウの即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、破産法第 10 条第 3 項本文の規定は、適用しないものとする。

(3) 特別清算手続における譲渡担保財産の換価の規定

ア 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により、譲渡担保財産の換価をすることができるものとする。この場合においては、譲渡担保権者は、その換価を拒むことができないものとする。

イ アの場合には、民事執行法第 63 条及び第 129 条（これらの規定を同法その他強制執行の手続に関する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないものとする。

ウ ア及びイの場合において、譲渡担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならないものとする。この場合に

においては、譲渡担保権は、寄託された代金につき存するものとする。

(4) 特別清算手続における譲渡担保権者が処分をすべき期間の指定

ア 譲渡担保権者が第 97、1 及び 2 の方法による実行をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、譲渡担保権者が譲渡担保財産の処分をすべき期間を定めることができる。

イ 譲渡担保権者は、アの期間内に処分をしないときは、アの権利を失うものとする。この場合において、譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、帰属清算の通知がされ、かつ、アの期間の満了時に帰属清算の通知の日から 2 週間が経過したものともみなすものとする。

ウ アの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ ウの裁判及びウの即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならないものとする。

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない。(1)ウ及び(3)ウについては、誤記を修正した。

5 担保権消滅許可制度の適用

(1) 破産法における担保権消滅許可制度

ア 譲渡担保権を、破産法における担保権消滅許可制度（同法第 186 条）の適用の対象とする。

イ 破産法における担保権消滅許可の申立てに対する対抗手段としての担保権の実行の申立て（同法第 187 条）に、譲渡担保権の私的実行を含むこととはしないものとする。

(2) 民事再生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、民事再生法における担保権消滅許可制度（同法第 148 条）の適用の対象とする。

(3) 会社更生法における担保権消滅許可制度

譲渡担保権を、会社更生法における担保権消滅許可制度（同法第 104 条）の適用の対象とする。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

6 根譲渡担保権の取扱い

(1) 破産手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 破産管財人は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度額の定めがあるものに限る。）によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に対し、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合においても、これを配当表に記載しなければならないものとする。この場合においては、破産法第 195 条第 2 項の規定による許可があつた日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手続に参加することができる債権の額とするものとする。

イ アの規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度額の定めがあるものに限る。）を有する者について準用する。

ウ ア前段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された根譲渡担保権によって担保される破産債権については、最後配当に関する除斥期間内に当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の額の証明がされた場合を除き、ア後段（イにおいて準用する場合を含む。）の規定により配当表に記載された最後配当の手續に参加することができる債権の額を当該弁済を受けることができない債権の額とみなすものとする。

(2) 再生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権（~~再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。~~）である場合において、根譲渡担保権者が民事再生法第 148 条第 3 項の規定による送達を受けた時から 2 週間を経過したときは、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定するものとする。

イ 第 2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可が取り消された場合について準用するものとする。

ウ 別除権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債権を担保する根譲渡担保権（~~再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するもので、極度額の定めがあるものに限る。~~以下この(2)において同じ。）の元本が確定している場合には、その根譲渡担保権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、民事再生法第 156 条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができるものとする。この場合においては、当該根譲渡担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合における精算に関する措置をも定めなければならないものとする。

エ ウの仮払に関する定めをした再生計画案を提出しようとする者は、あらかじめ、当該定めに係る根譲渡担保権を有する者の同意を得なければならないものとする。

オ 再生債権者が根譲渡担保権を有する場合には、その行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合に限り、その債権の部分について、認可された再生計画の定めによって認められた権利又は民事再生法第 181 条第 1 項の規定により変更された後の権利を行使することができるものとする。ただし、再生計画にウの規定による仮払に関する定め及び精算に関する措置の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(3) 更生手続における根譲渡担保権の取扱い

ア 担保権消滅許可の申立てに係る消滅すべき担保権が根譲渡担保権（~~更生会社が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。~~）である場合において、根譲渡担保権者が会社更生法第 104 条第 4 項の規定による送達を受けた時から 2 週間を経過したときは、当該根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。

イ 第 2、9(14)イの規定は、担保権消滅許可の申立てが取り下げられ、又は担保権消滅許可の決定が取り消された場合について準用する。

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない ((2)ア及びウ並びに(3)アについては、あえてこれらの規定において括弧書きの内容を規定する必要はないと考えられることから削除したものであり、実質的な変更を意図するものではない。)

5

7 再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約の無効

次に掲げる場合に集合動産譲渡担保権設定者が動産特定範囲に属する動産の処分をすることができない旨の特約又は次に掲げる場合に集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てることができない旨の特約は、無効とするものとする。

10

ア 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。

15

イ 集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者に再生手続開始の原因となる事実(支払不能(その者が法人である場合(破産法第 16 条第 2 項の場合を除く。))にあつては、支払不能又は債務超過(その者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。))とする。以下このイにおいて同じ。)が生ずるおそれがあるとき又はその者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときのいずれかに該当する事実をいう。第 1745、2 において同じ。)又は更生手続開始の原因となる事実(支払不能が生ずるおそれがある場合又はその者が弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかに該当する事実をいう。第 1745、2 において同じ。)が生じたとき。

20

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない。

25

8 破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力

集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、第 10-8、1(1)の通知があったものとみなして、第 10-8、1(2)から(4)まで及び(6)の規定を適用する。

(説明)

30

部会資料 42 から変更はない。

35

部会での議論において、更生手続開始の決定があった場合には担保権について個別の権利行使が認められないこととの関係で、更生手続開始の決定があった場合に第 10、1(1)の通知があったものとみなすことが適切なのかという問題提起がされたが、本項は、あくまで倒産手続開始後に取得した動産に対する集合動産譲渡担保権の効力を制限するという目的のために、技術的に第 10、1(1)の通知があったものとみなしてその効果を発生させる趣旨であり、更生手続開始の決定の効果との関係で抵触を生ずるものではないと考えられる。

9 破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力

40

(1) 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後に発生した債権には及ばない。

(2) 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときも、(1)と同様とする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(3) (1)又は(2)本文に規定する場合には、第 12、14 本文の通知があったものとみなして、第 12、14 の規定を適用する。

(4) (2)ただし書の別段の定めがあるに規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第 11-9、2 において読み替えて準用する第 9-7、1(1)アに規定するの規定による帰属清算の通知、第 11-9、2 において読み替えて準用する第 9-7、2(1)ウに規定するの規定による処分清算譲渡又は第 11-9、1(1)前段の規定による取立てにより集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額(消滅した被担保債権の額を限度とする。)を集合債権譲渡担保権者から償還させることができる。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。

ア 再生手続又は更生手続における共益債権

イ 民事再生法第 122 条第 1 項に規定する一般優先債権

ウ 民事再生法第 85 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第 47 条第 5 項に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

(説明)

1 (1)から(3)までについては、部会資料 42 から変更はない。

2 (4)については、次の 3 点について追記を行っている。

まず、「被担保債権が消滅したとき」という文言については、被担保債権の全部が消滅した場合に限らず、その一部のみが消滅した場合を含む趣旨であったが、この点が明確でなかったため、「の全部又は一部」という文言を追記した。

また、(4)に基づき償還の対象となるのは、あくまで消滅した被担保債権の額を限度とすると考えられるが（この点は、部会資料 35 第 3、2 において「担保目的債権の代価から」の償還義務を提案していた際から前提となっている。）、この点が明確でなかったため、括弧書きを追記した。

さらに、(4)に基づき償還が行われる場合には、集合債権譲渡担保権者は実質的にはその金額分の被担保債権の回収ができなかったこととなるから、その金額分の被担保債権を復活させる必要があると考えられるが、この点の規律が明確でなかった。そこで、(4)の後段を追記した。

10 動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等

(1) 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項(第 3 号に係る部分に限る。)及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用

する。

- (2) 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたときは、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第 162 条第 1 項、第 235 条第 1 項、第 252 条第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 266 条、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項、第 190 条第 5 項及び第 256 条並びに会社更生法第 86 条の 3 第 1 項及び第 267 条の規定を適用する。

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない。

部会での議論において、譲渡担保権設定者が誤って動産を動産特定範囲に属させた場合を念頭に、(1)や(2)の行為が非義務行為（破産法第 162 条第 1 項第 2 号、民事再生法第 127 条の 3 第 1 項第 2 号、会社更生法第 86 条第 1 項第 2 号）に当たる場合には、専ら譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的でしたかどうかにかかわらず否認の対象とすべきという意見があった。

もっとも、これに対しては、非義務行為の場合であっても上記の目的が認められない場合には担保の供与と評価することは困難であるという意見や、非義務行為に当たるかどうかによって要件を異なせると否認対象行為の明確性を欠くのではないかという意見があったことから、原案を維持している。

11 動産利用権を目的とする債権譲渡担保権契約についての所有権留保契約の規定の準用

【P】

第 17 所有権留保契約

1 留保所有権の対抗要件

(1) 留保所有権は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができない。

(2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。）のみを担保する留保所有権は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く。以下この(2)において同じ。）の引渡しがなくとも、これをもって第三者に対抗することができる。

ア 第 1、16(1)に規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

イ 第 1、16(2)に規定する所有権留保契約における求償債務（所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによって生ずるものに限る。）

【参考】部会資料 42（担保法制の見直しに関する要綱案のたたき台 2）

1 所有権留保契約の規律

所有権留保契約の効力、留保所有権の実行等及び破産手続等における取扱いについては、次

のいずれかの規律によることとする。

【案 15. 1】

狭義の所有権留保に係る留保所有権については他の担保権との競合は生じないことを前提に、部会資料 37-3 のとおり規律を定めるものとする。

【案 15. 2】

留保所有権は他の担保権との競合が生ずることを前提に、動産譲渡担保権と同様の規律とする。

(説明)

1 留保所有権の競合に関する考え方について

部会資料 42 においては、所有権留保契約の規律のうち、留保所有権が他の担保権と競合し得るか否かの考え方として、上記のとおり【案 15. 1】及び【案 15. 2】を両論併記としていた。

これまでの部会の議論においては、留保所有権は他の担保権との競合が生ずることを前提に動産譲渡担保権と同様の規律【案 15. 2】を支持する意見が、総じて大半を占めてきたところである。すなわち、いずれの案によっても、いわゆる狭義の所有権留保（所有権留保の目的である動産との間に牽連性のある債権のみを被担保債権とする所有権留保）については、現行の実務も踏まえ、対抗要件を具備することなく第三者に対抗することができ、一方で、拡大された所有権留保（所有権留保の目的である動産との間に牽連性のない債権を被担保債権に含む所有権留保）については、動産譲渡担保権と同様に対抗要件具備が必要であるという結論は変わらないが、部会においては、【案 15. 1】は、留保売主等に動産の所有権を留保するという約定の内容が変わらないのに、被担保債権の範囲によって留保所有権と他の担保権とが競合するか否かが変わり得るという理解が相当といえるのかという点について疑問を呈する意見が出されたほか、実務的にも、所有権留保の目的とされる動産の余剰価値を活用して資金調達をする余地を認めておく必要があるとの指摘がされたところである。以上の議論を踏まえ、本文においては、【案 15. 2】を採用することとしている。

2 留保所有権の対抗要件について

(1) 本文 1 (1) は【案 15. 2】を前提に、動産譲渡担保権と同様に、留保所有権の対抗要件として留保買主等から留保売主等への動産の引渡しを要する旨を定めるものである。また、本文 1 (2) は、狭義の所有権留保については、二者間の所有権留保（第 1、16(2) の所有権留保契約）及び第三者所有権留保（第 1、16(2) の所有権留保契約）のいずれも、引渡しがなくとも第三者に対抗することができるものとするものであり、平成 30 年最判（最判平成 30 年 12 月 7 日）の結論を維持するものである。

(2) 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産の取扱いについて

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産の留保所有権の対抗要件については、現行の実務も踏まえ、本文 1 (1) の括弧書きにおいて、留保売主等を所有者とする登記又は登録を要することとしている。第三者所有権留保の場合は、信販会社等の第三者が「留保売主等」になるから、その留保所有権を第

三者に対抗するためには、当該第三者を所有者とする登記又は登録を要することとなる。

これに対し、狭義の所有権留保であっても、対抗要件を具備せずに第三者に対抗することができるとの動産一般に関する規律は適用しないこととしている。

部会資料 40、第 3 において記載したように、物的に編成された登記又は登録制度のある動産については、動産の法律関係が、登記又は登録により一元的に公示されることが予定されているところ、このような動産について、担保権を第三者に対抗するための登記又は登録を不要とすることは、登記又は登録上に表れない担保権者に優先権を与えることとなり、抵当権との競合等において混乱を生じさせる可能性があり、公示制度の趣旨に照らして問題がある。このような点を踏まえ、狭義の所有権留保であっても、対抗要件を不要とするルールは設けないこととしたものである。

これに対し、平成 29 年最判（最判平成 29 年 12 月 7 日）において、保証人として保証債務の履行として売買代金残額を支払った場合における法定代位について、信販会社等の第三者は、販売会社名義の登録がされているときは、留保所有権を別除権として行使することができるとしており、本文の規律は、このような法定代位について何ら規律するものではなく、この点の実務に変更を生じさせるものではない。

2 再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効

次に掲げる場合に所有権留保契約（第 1、16(1)に規定するものに限る。以下この条において同じ。）が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とする。

- (1) 留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

（説明）

部会資料 42、第 15 の 2 から変更はない。

3 譲渡担保契約の規定の準用

第 2 から第 16 までの規定（動産譲渡担保契約に係る部分に限る。）は、所有権留保契約について準用する。

（説明）

所有権留保は、担保権者に所有権が帰属するという形式を採るものの担保取引としての実質を有し、動産を目的として非占有型の担保を実現するために用いられてきた点で共通しており、競合に関する規律以外の部分についても、実行前の効力や実行方法、倒産手続上の取扱いについては、動産譲渡担保権と同様の扱いをすべきと考えられてきた。

本文は、動産譲渡担保契約に関する規定を所有権留保契約全体として準用するものであり、具体的には、譲渡担保契約に関する総則規定（第 2）から破産手続等における譲渡担保権の取扱い（第 16）までのうち、動産譲渡担保契約に係る部分について準用することとしている。

第 186 民法の見直し

1 質権者による債権の取立て等

民法第 366 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 質権者は、質権の担保する債権について不履行があったときは、その目的である債権を直接に取り立てることができる。この場合において、質権者の受けた給付の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。
- (2) 第三債務者は、質権の設定について質権者が第 364 条の規定によりその規定に従うこととされる第 467 条第 1 項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾がされたをしした時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって質権設定者その他の第三者に対抗することができる。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた給付の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。
- (3) 上記(2)前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた給付の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。
- (4) 債権の目的物が金銭である場合において、その弁済期が質権者の債権についての不履行が生ずる前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。
- (5) 債権の目的が物の引渡しであるときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。この場合においては、上記(1)後段及び上記(3)の規定は、適用しない。

(説明)

部会資料 42 第 16、1 から実質的な変更はない。

2 抵当権の効力の及ぶ範囲

民法第 371 条の規律を次のように改めるものとする。

抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、後に収穫すべき抵当不動産の天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき抵当不動産の法定果実(収取されていないものに限る。)に及ぶ。

(説明)

部会資料 42 においては、天然果実と法定果実を区別せず、抵当権が収取されていない果実に及ぶこととしていた。本文は、債務不履行前に生じていたが収取されていない果実に抵当権が及ぶことを明示するという点では部会資料 42 の内容を変更するものではないが、部会において天然果実と法定果実を区別して規定すべきという意見があったことも踏まえ、民事執行法第 93 条第 2 項に倣って文言を修正している。

(参照条文)

○民事執行法(昭和五十四年法律第四号)

(開始決定等)

第九十三条 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、

その開始決定において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言し、かつ、債務

者に対し収益の処分を禁止し、及び債務者が賃貸料の請求権その他の当該不動産の収益に係る給付を求める権利（以下「給付請求権」という。）を有するときは、債務者に対して当該給付をする義務を負う者（以下「給付義務者」という。）に対しその給付の目的物を管理人に交付すべき旨を命じなければならない。

2 前項の収益は、後に収穫すべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3～5 （略）

第 1917 民事執行法の見直し

動産の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。

1 執行官は、動産の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行又は動産競売の申立ての時に執行債務者を動産譲渡担保権設定者又は留保買主等とする動産譲渡登記又は所有権留保登記（後記第 24、3(1)に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（同 2(2)イに規定する転譲渡担保権者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならないものとする。

2 上記 1 の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りるものとする。

（説明）

部会資料 42 第 17 から実質的な変更はない。

第 2018 民事再生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

民事再生法第 31 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、かつ、第 53 条第 1 項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者（以下この 1 において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、その担保権によって担保される債権が共益債権又は一般優先債権であるときは、この限りでない。

(2) (1)の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

(3) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。）(4)及び 2(1)において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。

(4) 裁判所は、(1)の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

(5) 裁判所は、(1)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(6) (1)の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

(7) (6)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(8) (6)に規定する裁判及び(6)の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第10条第3項本文の規定は、適用しない。

(9) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(説明)

(1)から(8)については、部会資料42から変更はない。

債権を目的とする質権の実行を禁止する中止命令が発せられた場合に、質権者は、質権の実行をすることによる消滅時効の完成猶予（民法第148条第1項第2号）を図ることができなくなることから、質権者の利益保護のために、質権の実行を禁止する中止命令が発せられたときの質権の被担保債権についての時効の完成猶予の規定を(9)として追記した。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が1(1)の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料42から変更はない。

第2119 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の見直し

1 担保権実行手続中止命令

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第27条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、債権者の一般の利益に適合し、かつ、債務者の財産につき担保権を有する者（以下この1において「担保権者」という。）又は企業担保権の実行手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、債務者の財産に対して既にされているその担保権の実行の手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）又は企業担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

(2) 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第 24 条第 1 項の即時抗告がされたときも、同様とする。

(3) 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があったときは、その効力を失う。

(4) (1)又は(2)の規定による中止の命令（企業担保権の実行手続に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

(5) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。(6)及び 2(1)において同じ。）の命令を除く。）を発する場合には、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かなければならない。

(6) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。

(7) 裁判所は、(1)又は(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(8) (1)又は(2)の規定による中止の命令及び(7)の規定による変更の決定に対しては、担保権者又は企業担保権の実行手続の申立人に限り、即時抗告をすることができる。

(9) 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(10) 第 25 条第 8 項の規定は(1)又は(2)の規定による中止の命令、(7)の規定による決定及び(8)の即時抗告についての裁判があった場合について、同条第 9 項の規定は(2)の規定による中止の命令があった場合について準用する。

(11) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)又は(2)の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(説明)

(1)から(10)については、部会資料 42 から変更はない。

第 20、1(9)と同様の理由から、(11)を追記した。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が 1(1)又は(2)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

第 2220 会社更生法の見直し

1 担保権実行手続中止命令

会社更生法第 24 条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手続又は処分の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。）を命ずることができる。ただし、イに規定する強制執行等又は力に掲げる処分については、その強制執行等に係る更生債権者等又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

ア 開始前会社についての破産手続、再生手続又は特別清算手続

イ 強制執行等（更生債権等に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行（債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。）又は更生債権等を被担保債権とする留置権による競売をいう。）の手続で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

ウ 開始前会社に対して既にされている企業担保権の実行手続

エ 開始前会社の財産関係の訴訟手続

オ 開始前会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

カ 外国租税滞納処分（共助対象外国租税の請求権に基づき国税滞納処分の例によってする処分（共益債権を徴収するためのものを除く。）をいう。）で、開始前会社の財産に対して既にされているもの

- (2) 裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、職権で、国税滞納処分（共益債権を徴収するためのものを除き、国税滞納処分の例による処分（共益債権及び共助対象外国租税の請求権を徴収するためのものを除く。）を含む。）で、開始前会社の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

- (3) (2)の規定による中止の命令は、更生手続開始の申立てについて決定があったとき、又は中止を命ずる決定があった日から 2 月を経過したときは、その効力を失う。

- (4) (1)の規定による中止の命令（(1)イの担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。）は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

- (5) 裁判所は、(1)及び(2)の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

- (6) 裁判所は、開始前会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社（保全管理人が選任されている場合にあっては、保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、(1)イの規定により中止した同号に規定する強制執行等の手続、(1)カの規定により中止した同号に規定する外国租税滞納処分又は(2)の規定により中止した同項に規定する国税滞納処分の取消しを命ずることができる。ただし、当該国税滞納処分の取消しを命ずる場合においては、あらかじめ、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

(7) (1)又は(2)の規定による中止の命令、(5)の規定による決定及び(6)の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができる。

(8) (7)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(9) (7)に規定する裁判及び(7)の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(10) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(説明)

(1)から(9)については、部会資料 42 から実質的な変更はない ((9)については、誤記を修正した。)

第 20、1 (9)と同様の理由から、(10)を追記した。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が 1 (1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。）を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

第 2324 会社法の見直し

1 担保権の実行の手続等の中止命令

会社法第 516 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、清算株式会社の財産につき担保権を有する者 ((2)及び 3 において「担保権者」という。)、企業担保権の実行の手続の申立人又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の申立人 (3 において「一般先取特権者等」という。) に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、その担保権の実行の手続の中止（債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)(2)において同じ。)、企業担保権の実行の手続の中止又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続の中止を命ずることができる。

(2) (1)の規定による中止の命令（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続の中止に係るものに限る。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。

(3) 債権を目的とする質権の実行を禁止する(1)の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(説明)

(1)及び(2)については、部会資料 42 から変更はない。

第 20、1 (9)と同様の理由から、(3)を追記した。

2 担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力

担保権実行手続中止命令が発令された場合の弁済の効力について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 裁判所が 1 (1)の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止（実行の禁止を含む。3 (1)及び(2)において同じ。）を命じた場合には、第三債務者は、特別清算の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。

(2) (1)本文に規定する場合（債権の目的物が金銭である場合に限る。）には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

(3) (2)の規定による供託がされたときは、(2)の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。

(説明)

部会資料 42 から変更はない。

3 担保権の実行の手続等の中止命令の手続

会社法第 891 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 裁判所は、1 (1)の規定による中止の命令（債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を除く。）を発する場合には、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等の陳述を聴かなければならない。

(2) 裁判所は、1 (1)の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

(4) (1)及び(2)の中止の命令及び(3)の規定による変更の決定に対しては、担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等に限り、即時抗告をすることができる。

(5) (4)の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(6) (4)に規定する裁判及び(4)の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

(説明)

部会資料 42 から実質的な変更はない（(6)については、誤記を修正した。）。

第 242 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の見直し

1 譲渡登記に関する規律の見直し

動産譲渡登記及び債権譲渡登記（以下「譲渡登記」という。）に関する規律を次のとおり改めるものとする。

(1) 譲渡人又は譲受人が会社法人等番号（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 7 条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。）を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号を譲渡登記の必要的記録事項に加える。

(2) 動産譲渡登記における動産の特定方法を見直し、「譲渡に係る動産の種類及び当該動産の所在場所その他の当該動産の種類以外の事項であって当該動産を特定するために必要なもの」とする。

(3) 動産譲渡登記の原則の存続期間を 10 年から 20 年に延長する。

(説明)

部会資料 42 の第 22、1 から変更はない。

2 譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要

譲渡担保権に関する登記制度の見直しの概要を次のとおりとする。

(1) 登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項の見直し

ア 次に掲げる事項を登記原因を譲渡担保とする譲渡登記の必要的記録事項に加える。

譲渡担保権者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）並びに譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは当該法人の会社法人等番号（以下「氏名及び住所等」という。）

イ 譲渡担保権者として登記されている者（以下「譲渡担保権の登記名義人」という。）

及び譲渡担保権を取得した者は、共同して、譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の変更の登記を申請することができる（注 1 から 3 まで）。

（注 1）根譲渡担保権の全部譲渡又は一部譲渡による譲渡担保権の移転に関する登記も譲渡担保権者の変更の登記により行うものとし、当該登記の申請は、譲渡人の承諾を要件とする。

（注 2）相続又は法人の合併による譲渡担保権の移転による譲渡担保権者の変更の登記は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができる。

（注 3）譲渡担保権者の氏名及び住所等の変更の登記は、譲渡担保権の登記名義人が単独で申請することができる。

(2) 転譲渡担保権の設定の登記の新設

ア 譲渡担保権の登記名義人及び転譲渡担保の譲受人は、共同して、転動産譲渡担保権又は転債権譲渡担保権の設定（以下「転譲渡担保権の設定」という。）の登記を申請することができる。

イ 転譲渡担保権の設定の登記には、転譲渡担保権者の氏名及び住所等を記録する。

(3) 競合する譲渡担保権を記録するための競合担保登記目録制度の新設

ア 競合する譲渡担保権に係る譲渡登記を一覧的に記録するための競合担保登記目録制

度を新設する。

イ 譲渡人及び譲渡担保権の登記名義人は、共同して、当該目録に記録すべき競合する譲渡担保権に係る譲渡登記（以下「競合譲渡登記」という。）を明らかにして、競合担保登記当該目録の作成を申し出申請することができる。

ウ 登記官は、上記イの申出に基づき、各競合譲渡登記において当該目録を作成し、競合担保登記当該目録に各競合譲渡登記の登記番号及び登記年月日（以下「特定事項」という。）を記録する。

(4) 譲渡担保権の順位の変更の合意の登記の新設

ア 順位を変更した譲渡担保権の登記名義人は、共同して、順位の変更の合意の登記を申請することができる。この登記は、上記(3)の目録に順位を変更した譲渡担保権に係る競合譲渡登記の特定事項が記録されている場合に限り、申請することができる。

イ 譲渡担保権の順位の変更の合意の登記には、次に掲げる事項を記録する。

（ア）変更後の譲渡担保権等の順位

（イ）譲渡担保権等の順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その旨並びに承諾をした者の氏名及び住所等（注）

（注）（イ）に掲げる事項は、登記事項概要証明書には記載しないこととする。

(5) 根譲渡担保権の分割譲渡の登記の新設

ア 譲渡担保権の登記名義人及び根譲渡担保権の分割譲渡の譲受人は、共同して、根譲渡担保権の分割譲渡の登記を申請することができる。

イ 根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、譲渡人の承諾（転譲渡担保権の設定の登記がされている場合にあっては、併せて転譲渡担保権者として登記されている者の承諾）があるときに限り、申請することができる。

ウ 根譲渡担保権の分割譲渡の登記は、分割譲渡された根譲渡担保権に係る新たな譲渡登記を作成し、これに次に掲げる事項を記録することによって行う。

（ア）分割をする根譲渡担保権に係る譲渡登記に記録されている事項（転譲渡担保権の設定の登記等を除く。）

（イ）分割譲渡された根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所等

（説明）

競合する譲渡担保権を記録するために新設する目録制度について、名称を「競合担保登記目録」とした。その余は、部会資料 42 第 22、2 から実質的な変更はない。

なお、根譲渡担保権の全部譲渡又は一部譲渡による譲渡担保権の移転の登記の申請につき、譲渡人の承諾を求めないこととしている。これは、次の理由による。譲渡担保権設定者が目的物について有する権利（設定者留保権）の真正譲渡をすれば、登記上の譲渡人（譲渡担保権設定者）と実体法上承諾すべき根譲渡担保権設定者が異なることとなる。しかし、このような事情の有無は、登記官が審査することができない。このため、譲渡人の承諾を求めることが適切でないと考えられるためである。

3 留保所有権に関する登記制度の見直しの概要（所有権留保登記の新設）

留保所有権に関する登記制度の見直しの概要を次のとおりとする。

(1) 所有権留保契約の留保売主等及び留保買主等（法人に限る。）は、動産の所有権の留保

について所有権留保登記の申請をすることができる。

- (2) 所有権留保登記がされたときは、所有権の留保に係る動産について引渡しがあったものとみなす。
- (3) 所有権留保登記については、動産譲渡登記に関する規定を準用する。

5

(説明)

部会資料 42 第 22、3 から変更はない。具体的には、動産譲渡登記の譲渡人及び譲受人をそれぞれ所有権留保買主及び所有権留保売主と読み替えた上で、動産譲渡登記に準じた登記制度を創設し、所有権留保登記と動産譲渡登記との間での競合登記担保目録の作成及び順位変更も可能とする。